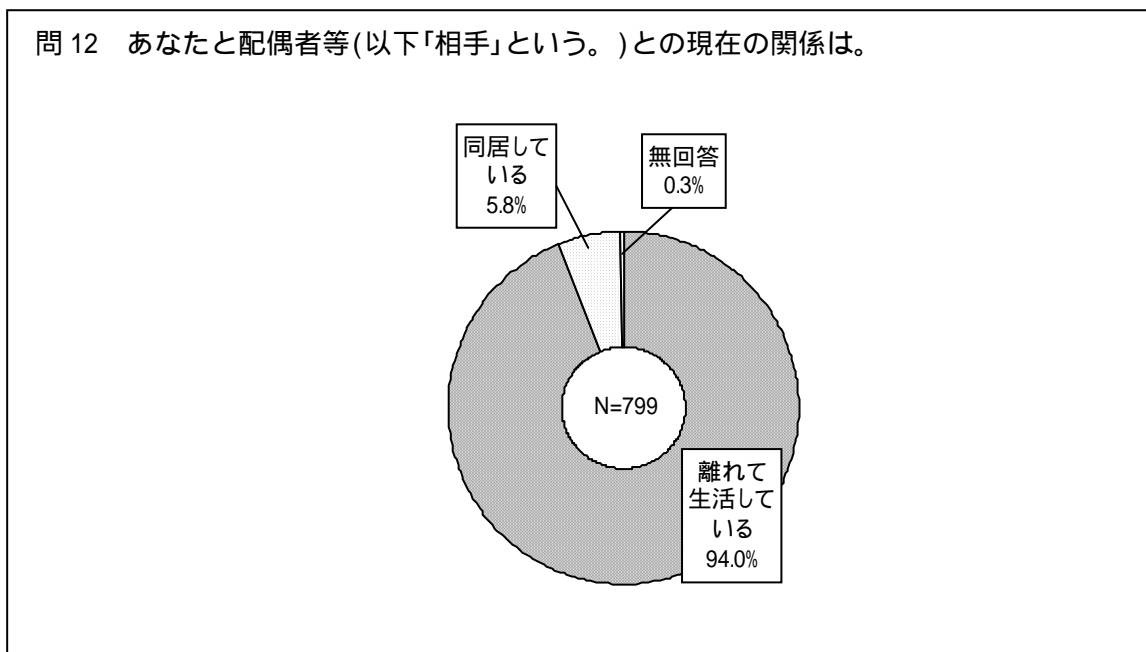


## 4 現在の状況について

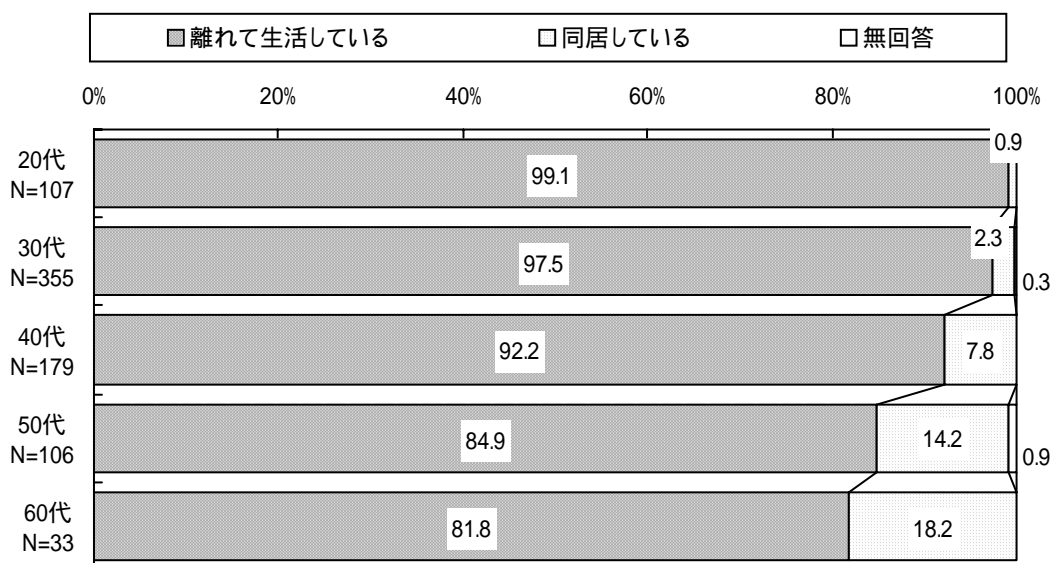
### (1) 配偶者等との現在の関係



配偶者等との現在の関係は、「離れて生活している」人が94.0%で、ほとんどの人が現在、配偶者等と離れて生活している。

年代別にみると、20代ではほとんどの人が「離れて生活している」が、年代が高くなるにつれ、配偶者等と離れて生活している割合が低くなっている。

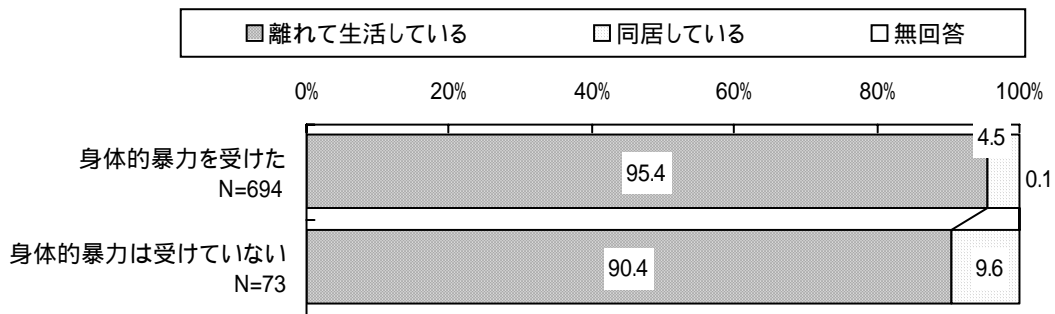
#### 【年代別】



「10代」(N=2)、「70代以上」(N=5)は母数が少ないため、グラフから除外

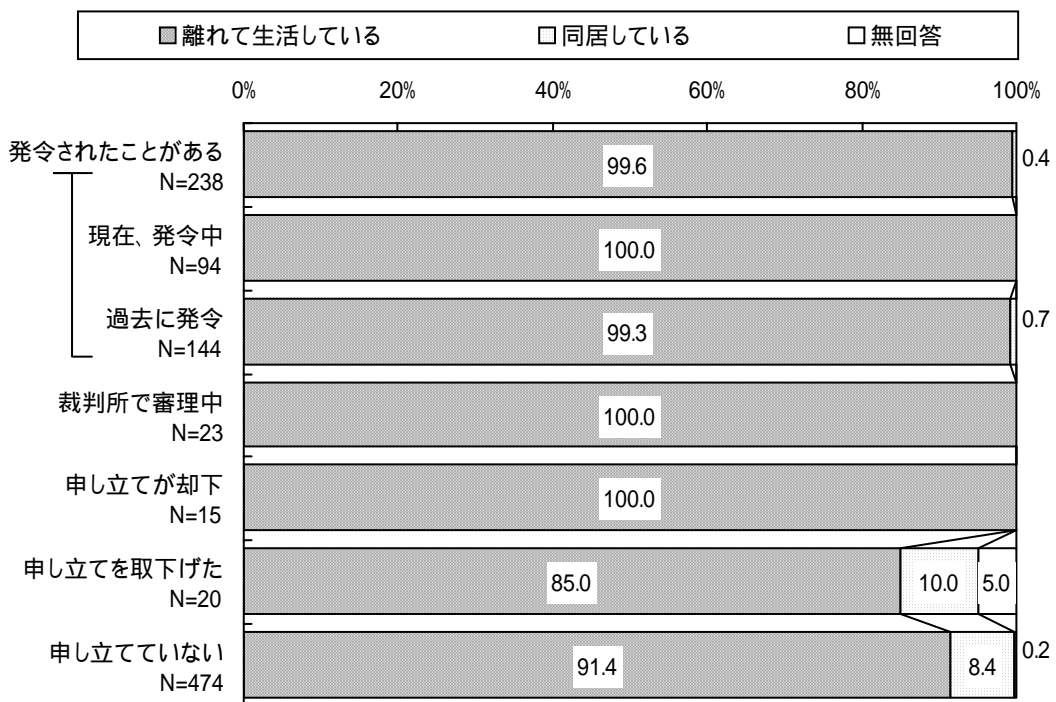
身体的暴力の有無別にみると、身体的暴力を受けた人は、受けていない人より「離れて生活している」割合が5.0ポイント高くなっている。

【身体的暴力の有無別】



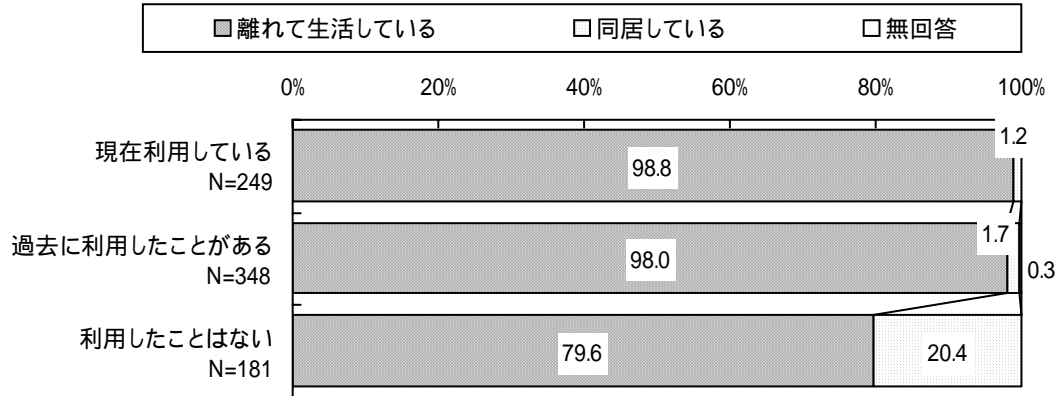
保護命令の申し立て状況別にみると、保護命令を申し立て、発令されたことがある人(現在、発令されている / 過去に発令されたことがある)は、ほぼ全員が配偶者等と離れて生活している。

【保護命令の申し立て状況別】



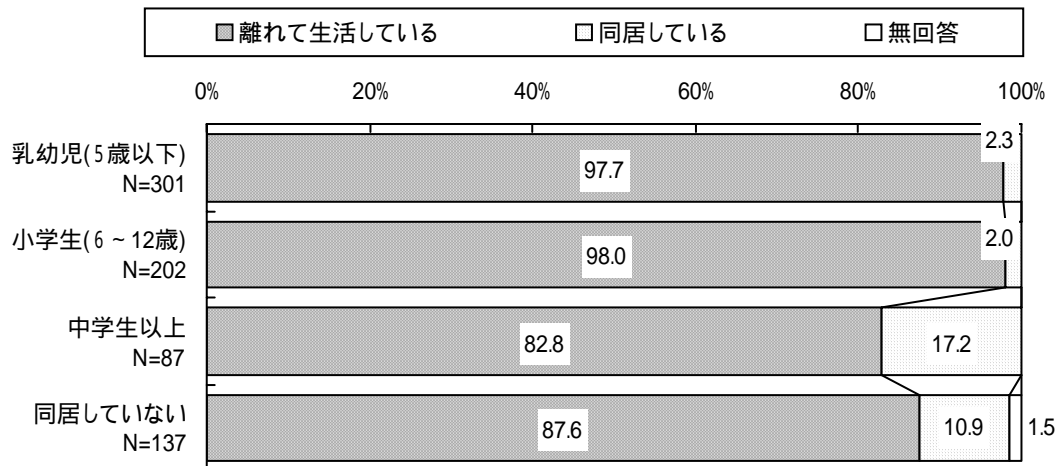
避難施設の一時的な利用(一時保護)別にみると、利用したことがある人(現在利用している/過去に利用したことがある)は、ほぼ全員が配偶者等と離れて生活している。

【避難施設の一時的な利用(一時保護)別】

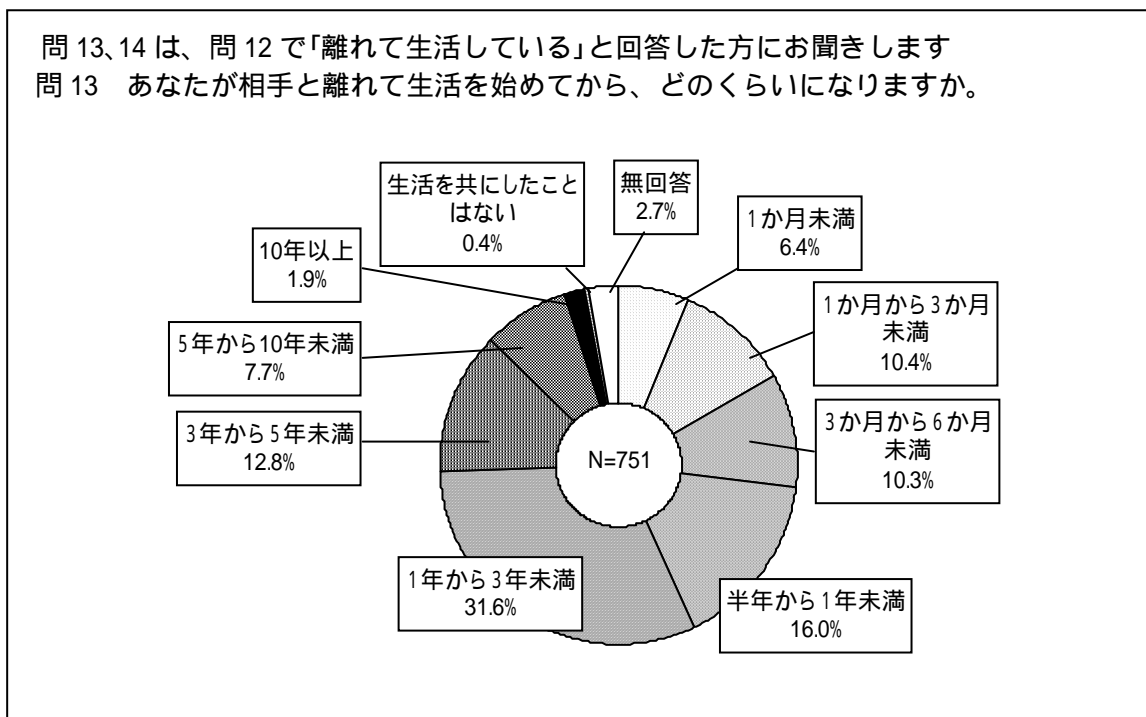


同居する末子の年齢別にみると、小学生以下の子どもと同居している人は、ほぼ全員が配偶者等と離れて生活している。

【同居する末子の年齢別】



(2) 離れて生活している期間



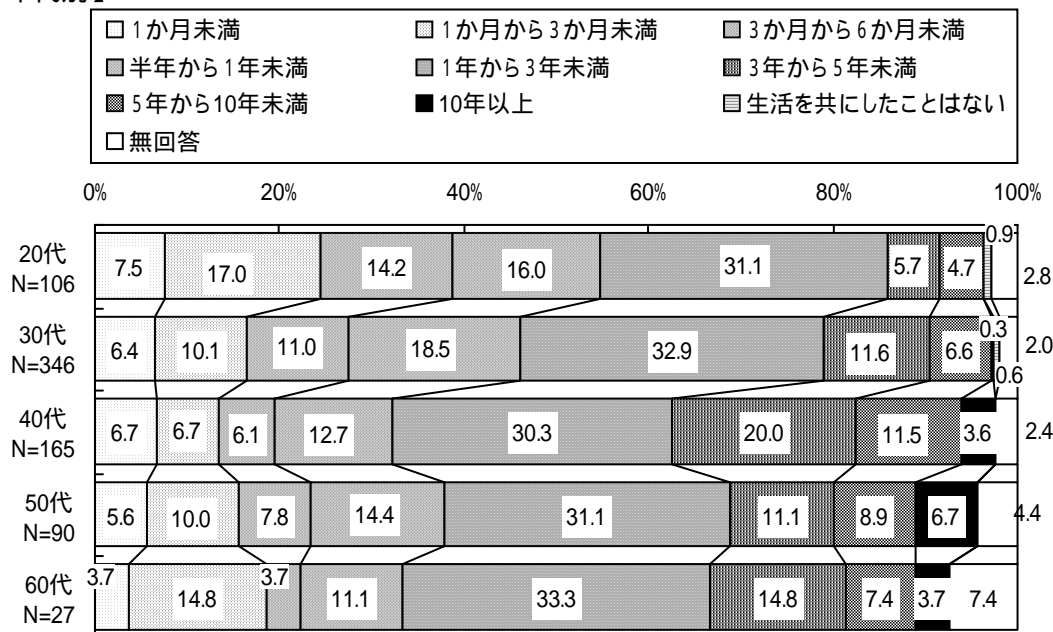
配偶者等と離れて生活していると回答した 751 人に離れて生活を始めてからの期間について尋ねた。

相手と離れて生活を始めてからの期間は、「1年から3年未満」(31.6%)が最も多く、以下「半年から1年未満」(16.0%)、「3年から5年未満」(12.8%)となっている。離れて生活した期間が1年未満( )の人は、4割強となっている。

( ) 「1か月未満」「1か月から3か月未満」「3か月から6か月未満」「半年から1年未満」の合計

年代別にみると、年代が高くなるにつれ、離れて生活している期間が長い傾向となっている。

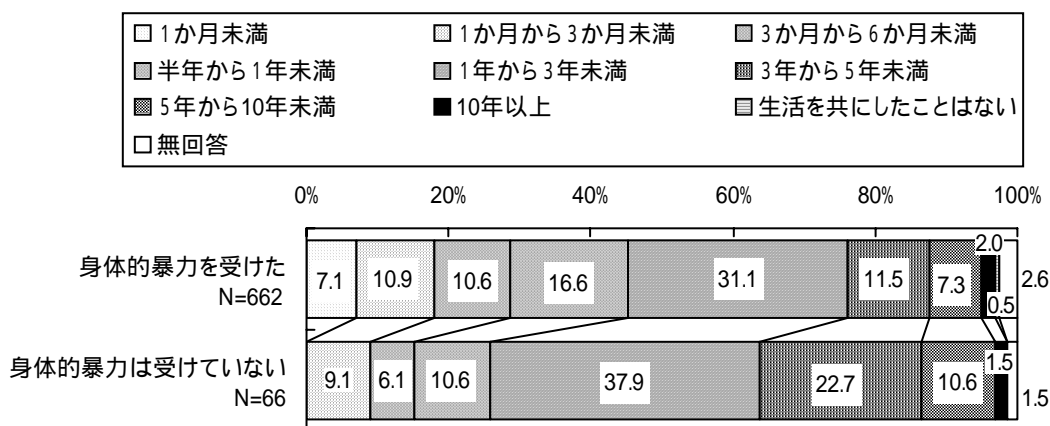
【年代別】



「10代」(N=2)、「70代以上」(N=3)は母数が少ないため、グラフから除外

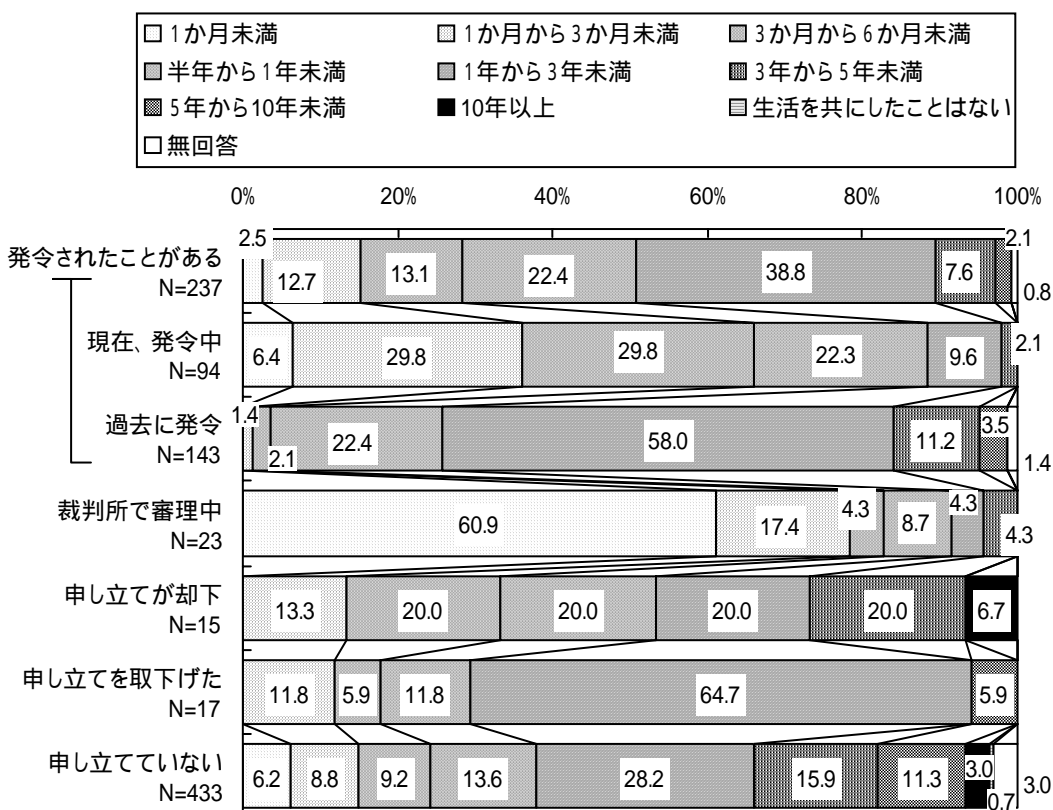
身体的暴力の有無別にみると、身体的暴力を受けた人は離れて生活している期間が1年未満の割合が4割以上となっているが、身体的暴力を受けていない人は3割弱となっている。

【身体的暴力の有無別】



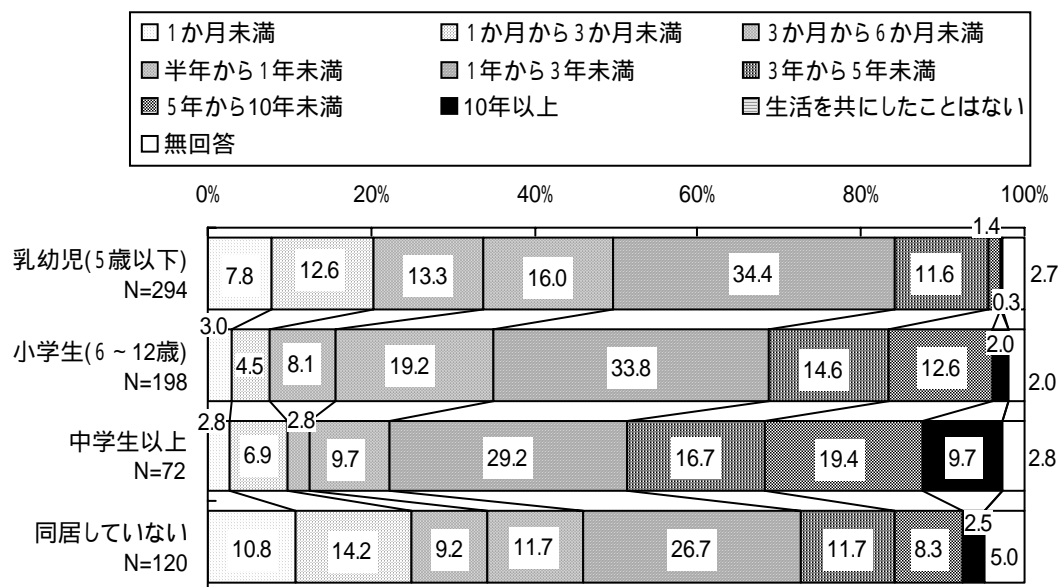
保護命令の申し立て状況別にみると、保護命令を申し立て、現在、発令中の人では、離れて生活している期間が1年未満の割合が9割弱となっている。

【保護命令の申し立て状況別】

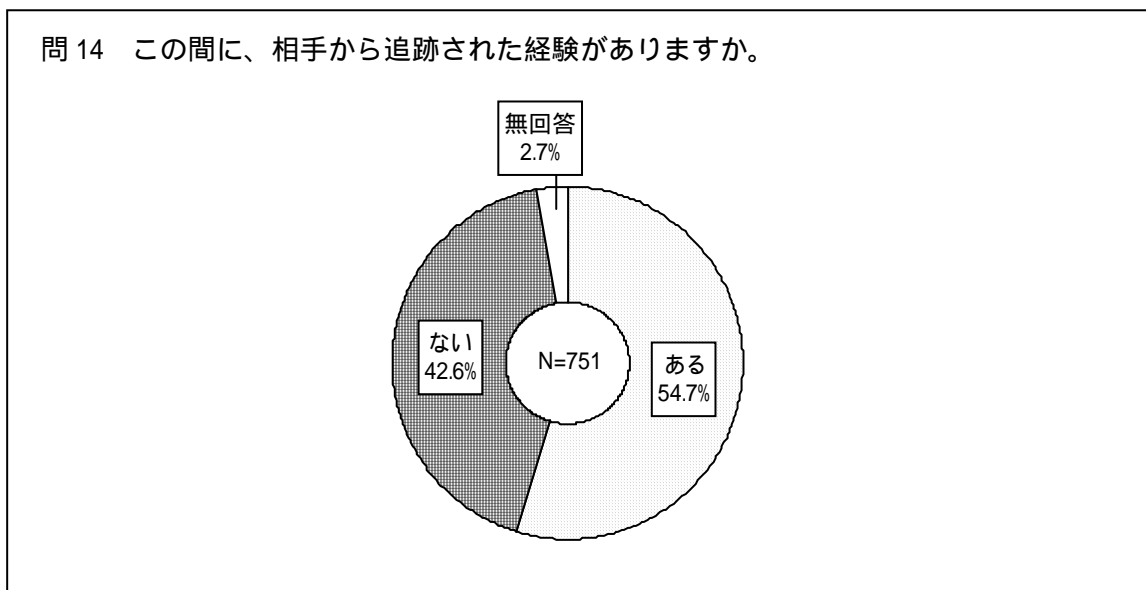


同居する末子の年齢別にみると、乳幼児(5歳以下)の子どもと同居している人は離れて生活している期間が1年未満の割合が5割近くとなっているが、中学生以上の子どもと同居している人は2割強で、年齢の高い子どもと同居している人ほど離れて生活している期間が長くなっている。

【同居する末子の年齢別】



(3) 追跡された経験の有無

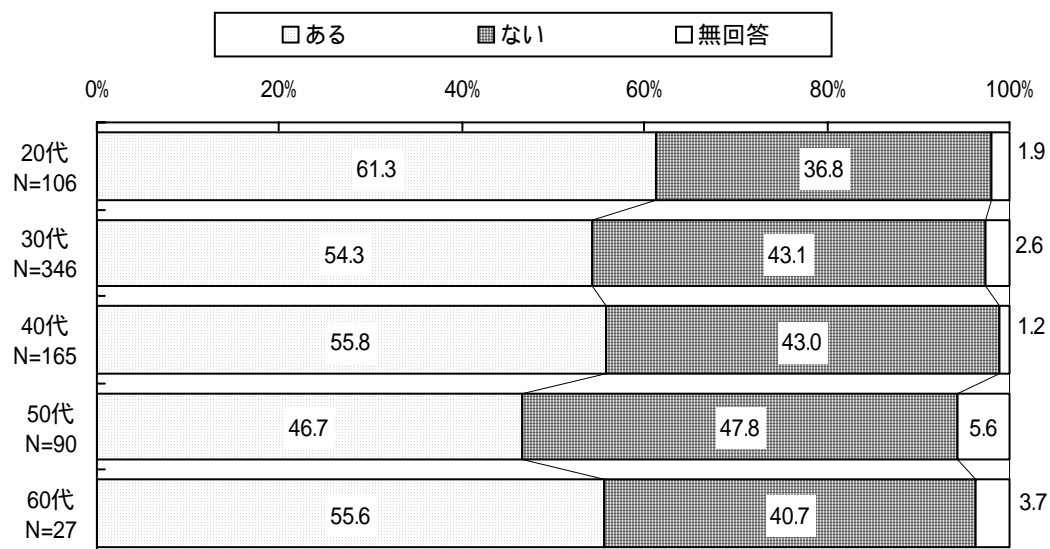


配偶者等と離れて生活していると回答した 751 人に離れて生活を始めてから相手から追跡された経験の有無について尋ねた。

配偶者等と離れて生活を始めてから、相手から追跡された経験が「ある」人は 54.7% で半数以上になっている。

年代別にみると、20 代で追跡された経験が「ある」人が 6 割強で最も割合が高く、50 代は最も割合が低く、46.7% となっている。

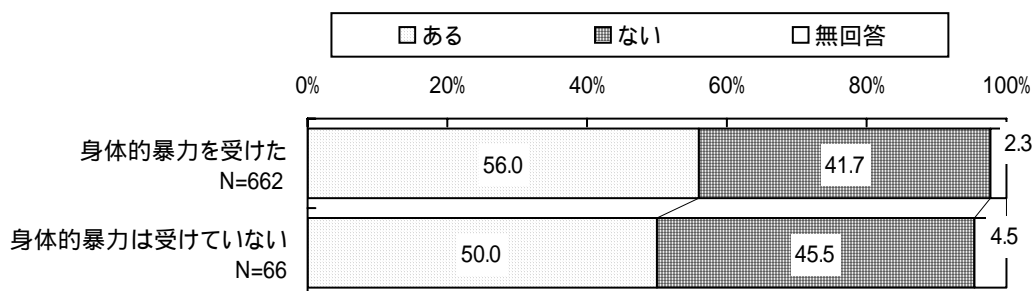
【年代別】



「10代」(N=2)、「70代以上」(N=3)は母数が少ないため、グラフから除外

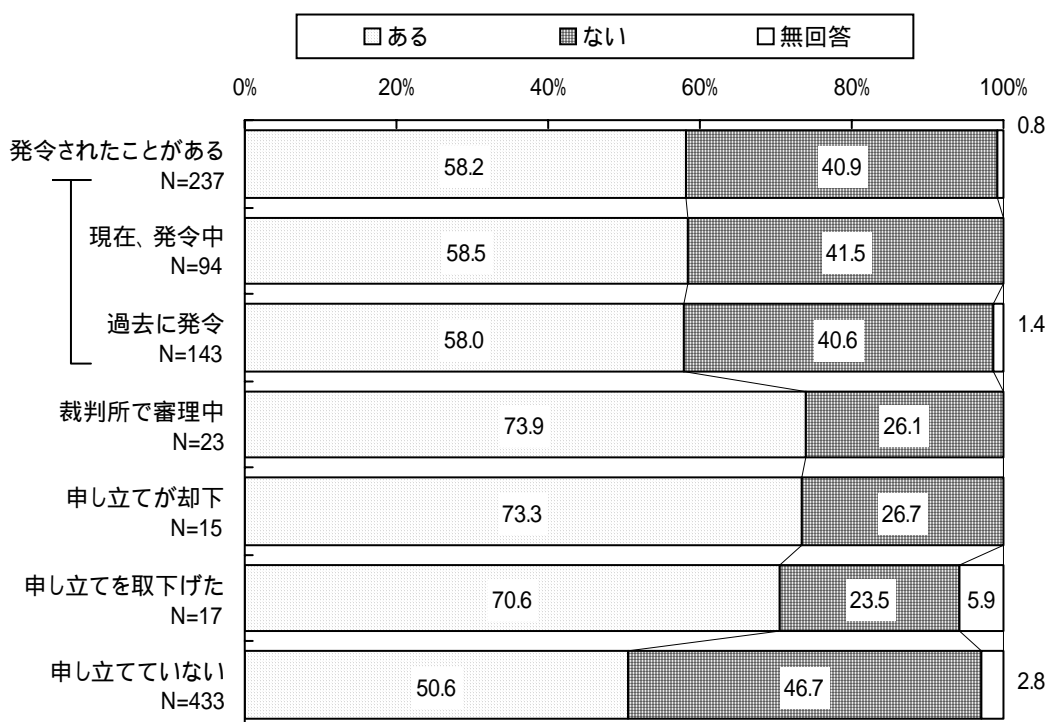
身体的暴力の有無別にみると、身体的暴力を受けた人は、受けていない人より相手から追跡されたことが「ある」割合が6.0ポイント高くなっている。

【身体的暴力の有無別】



保護命令の申し立て状況別にみると、保護命令の申し立てをしたことがある人のうち、発令されていない人より、発令されたことがある人の方が相手から追跡されたことが「ある」割合が低くなっている。

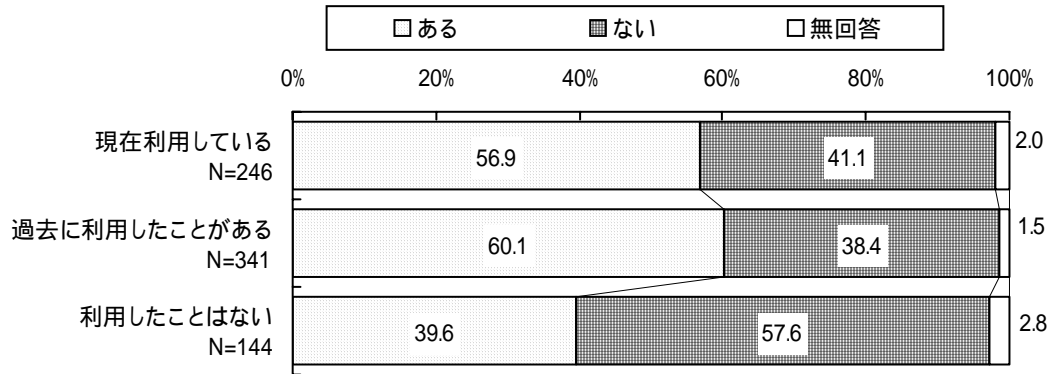
【保護命令の申し立て状況別】





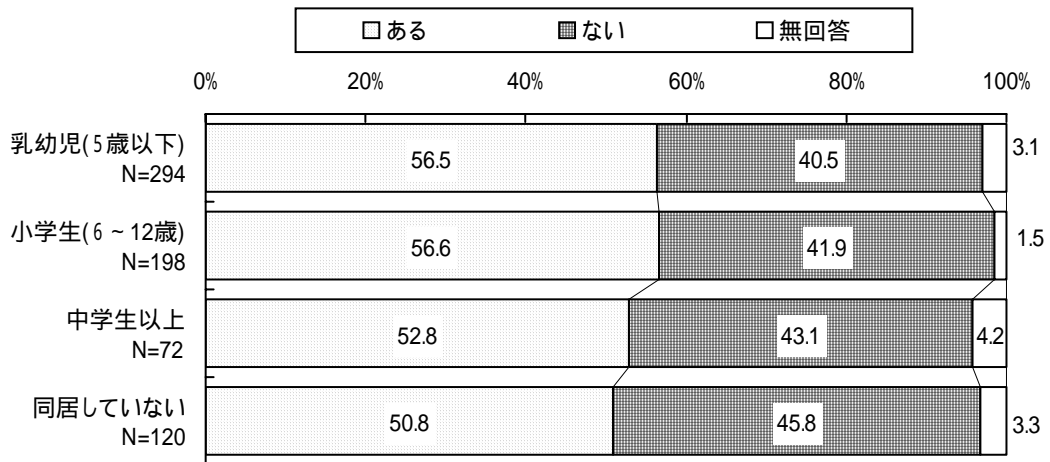
避難施設の一時的な利用(一時保護)別にみると、利用をしたことがある人(現在利用している/過去に利用したことがある)は、利用したことはない人より、相手から追跡されたことが「ある」割合が高くなっている。

【避難施設の一時的な利用(一時保護)別】



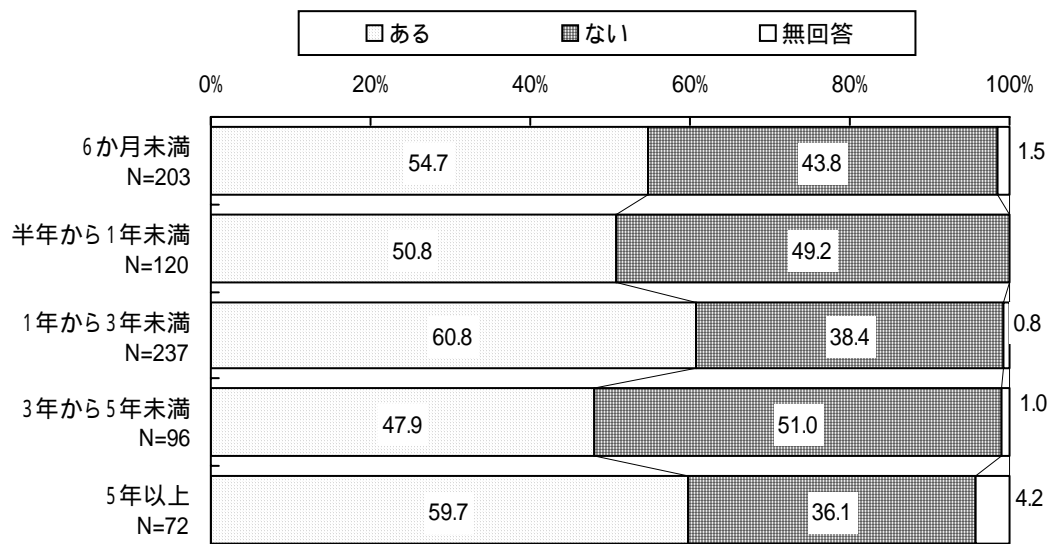
同居する末子の年齢別にみると、いずれも5割を超えている。

【同居する末子の年齢別】



離れて生活している期間別にみると、相手から追跡されたことが「ある」割合は、いずれも5割弱から6割程度となっている。

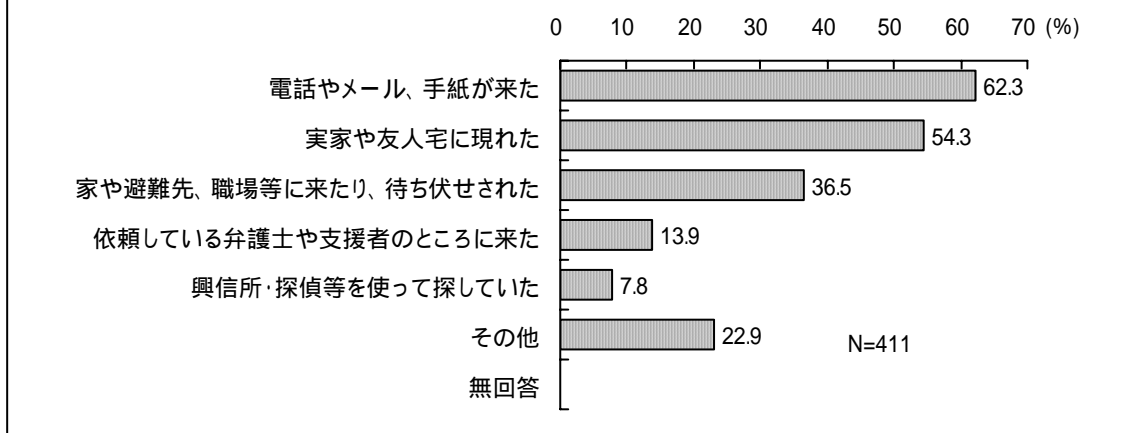
【離れている生活している期間別】



(4) 追跡の具体的な内容

【問 14 で「ある」と回答した方にお聞きします】

問 15 追跡の具体的な内容はどのようなものですか。(複数回答可)

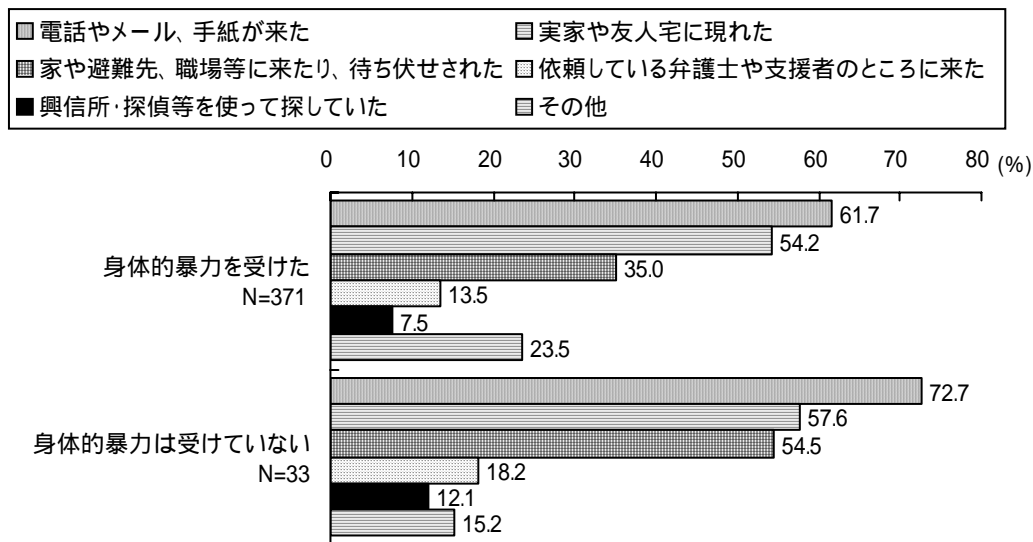


相手から追跡された経験があると回答した 411 人に具体的な追跡内容について尋ねた。

追跡内容は、「電話やメール、手紙が来た」(62.3%)が最も多く、次いで「実家や友人宅に現れた」(54.3%)となっている。その他には、「警察に行った(捜索願を出された)」(12件)等の回答があった。

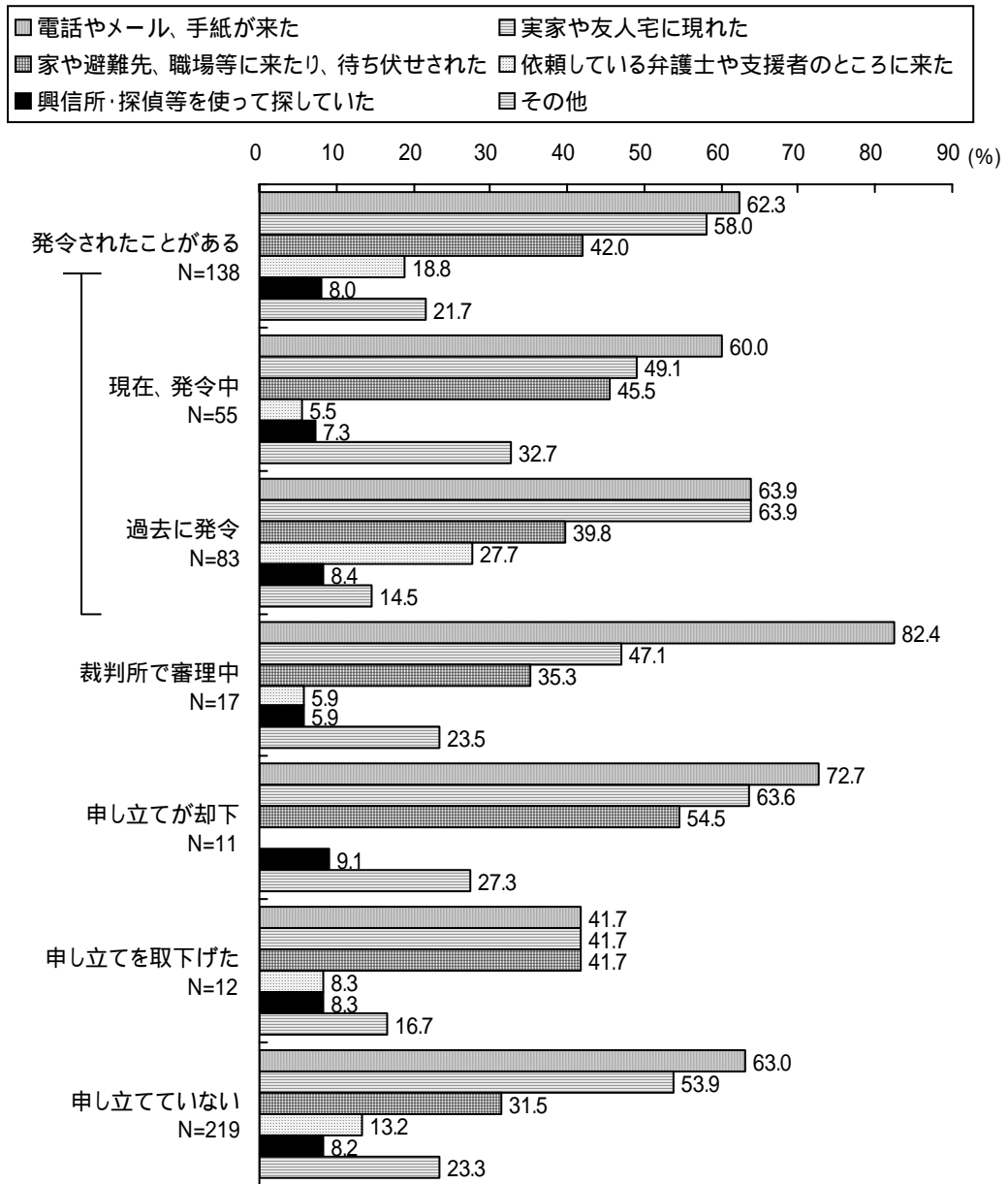
身体的暴力の有無別にみると、回答者数は 50 人に満たないが、身体的暴力を受けていない人は、受けた人より、各追跡内容の割合が高くなっている。

【身体的暴力の有無別】



保護命令の申し立て状況別にみると、どの申し立て状況でも「電話やメール、手紙が来た」割合が高くなっている。

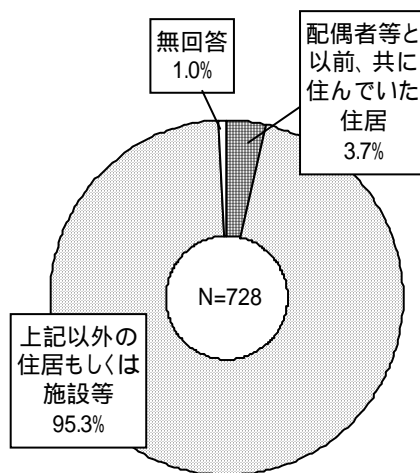
【保護命令の申し立て状況別】



(5)生活している場所

【問13で「生活を共にしたことはない」と回答した方以外にお聞きします】

問16 現在、あなたが生活している場所は次のどちらですか。



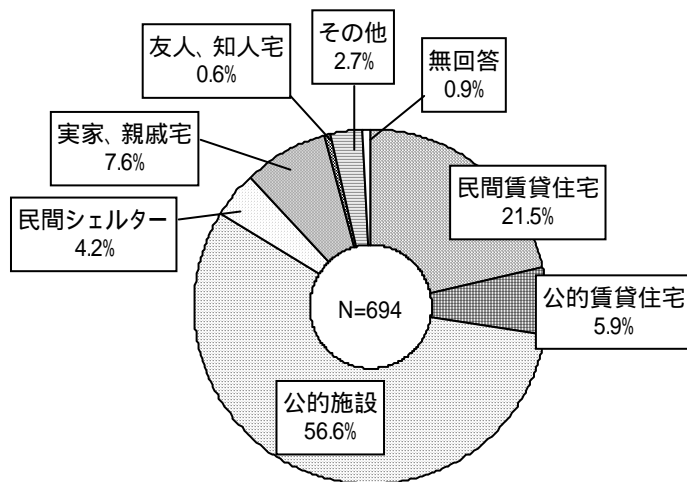
配偶者等と離れて生活していると回答した728人（生活を共にしたことがない人は除く）に、現在、生活している場所について尋ねた。

現在、生活している場所は「配偶者等と以前、共に住んでいた住居以外の住居もしくは施設等」という人が95.3%となっている。

(6) 住まい

【問 16 で「上記以外の住居もしくは施設等」と回答した方にお聞きします】

問 17 現在の住まいはどちらですか。

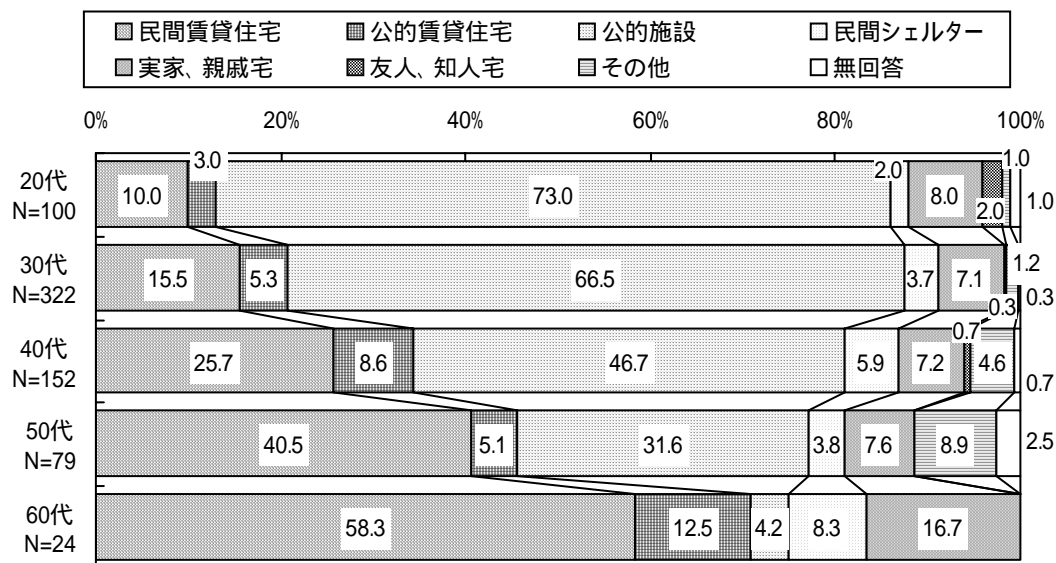


現在住んでいる場所が配偶者等と以前、共に住んでいた住居以外の住居もしくは施設等と回答した 694 人に、住まいについて尋ねた。

現在の住まいは、「公的施設(婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設など)」の人が 56.6%で最も多く、次いで「民間賃貸住宅(民間アパートなど)」(21.5%)となっている。現在、公的施設や民間シェルターに入所している人は、全体の 6 割を占めている。

年代別にみると、年代が高くなると「民間賃貸住宅(民間アパートなど)」に住んでいる割合が高くなり、「公的施設(婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設など)」に住んでいる割合が低くなっている。

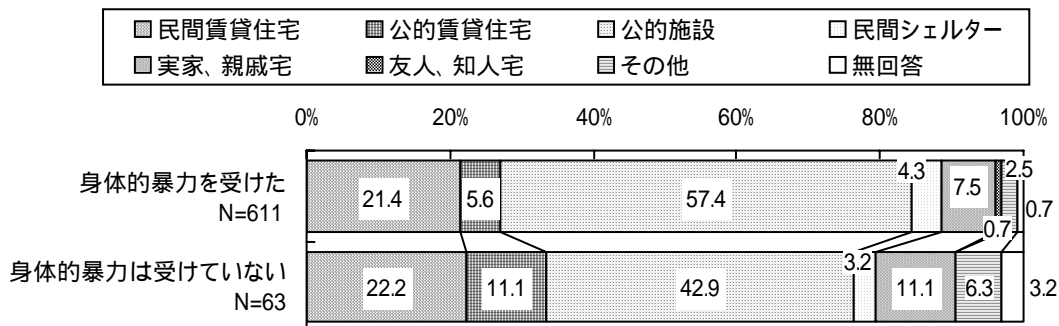
【年代別】



「10代」(N=2)、「70代以上」(N=3)は母数が少ないため、グラフから除外

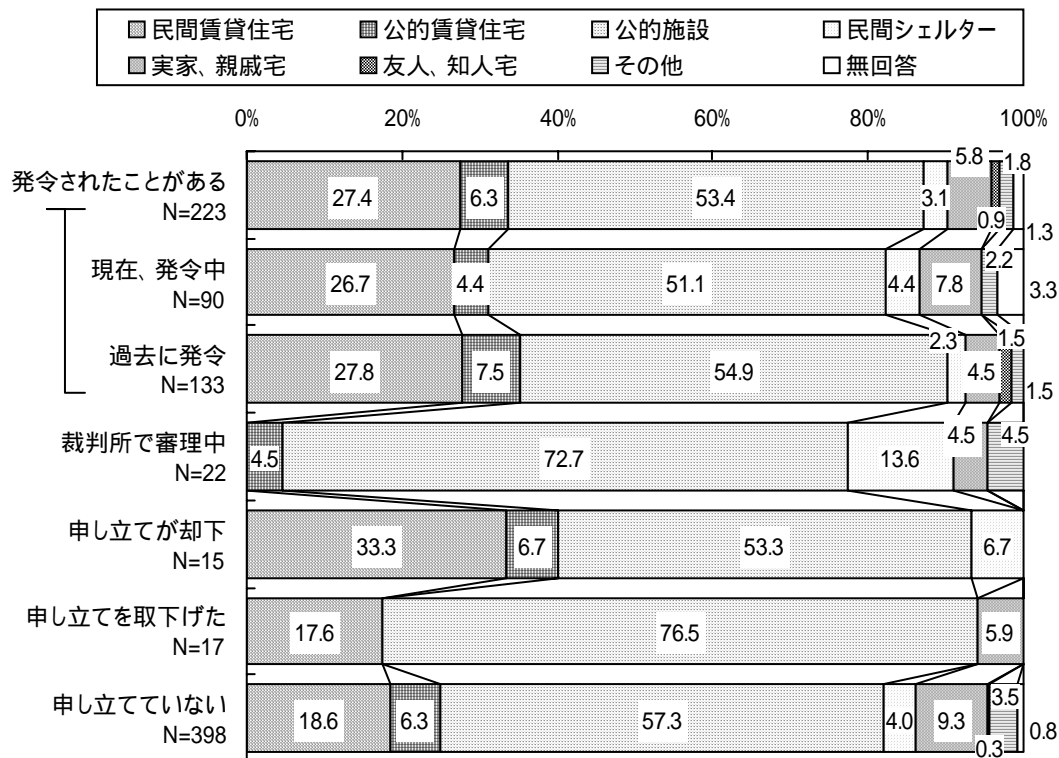
身体的暴力の有無別にみると、身体的暴力を受けた人は「公的施設(婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設など)」に住んでいる人が半数いる。身体的暴力は受けていない人は受けた人より「公的賃貸住宅(公営住宅など)」、「実家、親戚宅」に住んでいる割合が各々5.5ポイント、3.6ポイント高くなっている。

【身体的暴力の有無別】



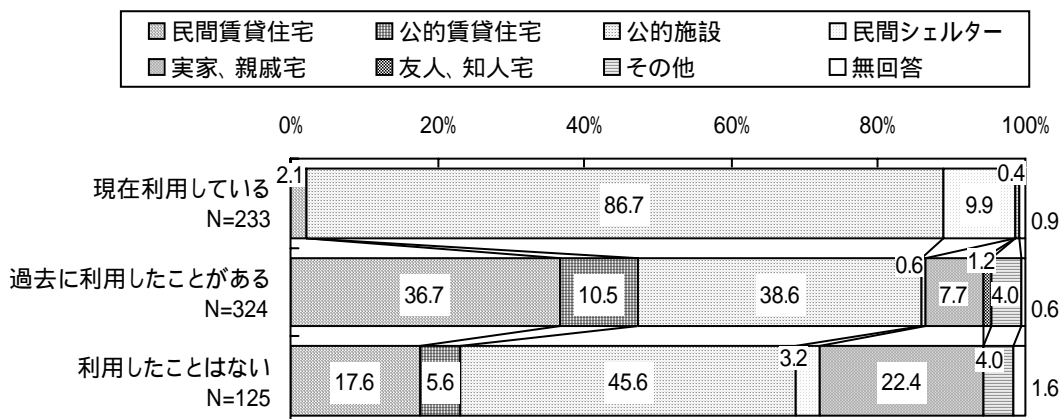
保護命令の申し立て状況別にみると、どの申し立て状況でも「公的施設(婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設など)」に住んでいる割合が最も高く、保護命令を申し立て、発令された人(現在、発令されている / 過去に発令されたことがある)では「民間賃貸住宅(民間アパートなど)」に住んでいる割合が3割弱となっている。

【保護命令の申し立て状況別】



避難施設の一時的な利用(一時保護)別にみると、過去に利用したことがある人は「民間賃貸住宅(民間アパートなど)」に住んでいる割合が、他の利用状況に比べて高くなっている。利用したことはない人は「実家、親戚宅」に住んでいる割合が高くなっている。

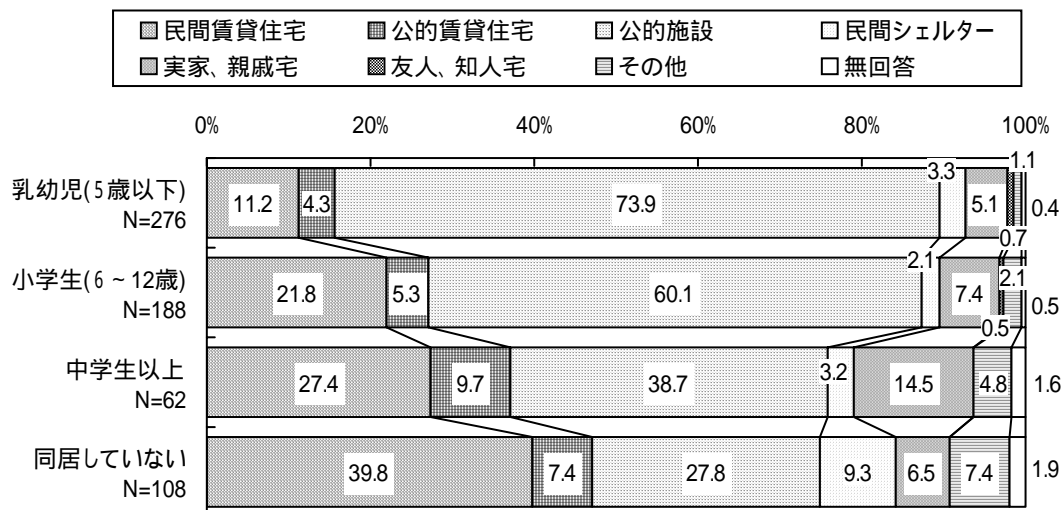
【避難施設の一時的な利用(一時保護)別】



同居する末子の年齢別にみると、同居する子どもの年齢が高くなるにつれ、「民間賃貸住宅(民間アパートなど)」に住んでいる割合が高くなり、「公的施設(婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設など)」に住んでいる割合が低くなっている。

子どもと同居していない人は、「民間賃貸住宅(民間アパートなど)」に住んでいる割合が約4割となっている。

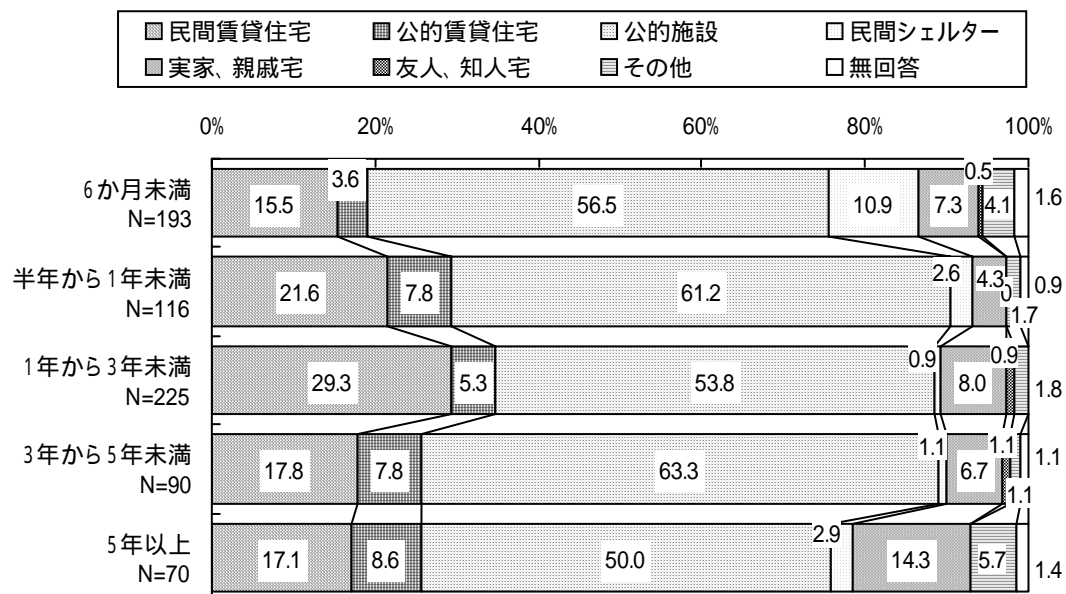
【同居する末子の年齢別】



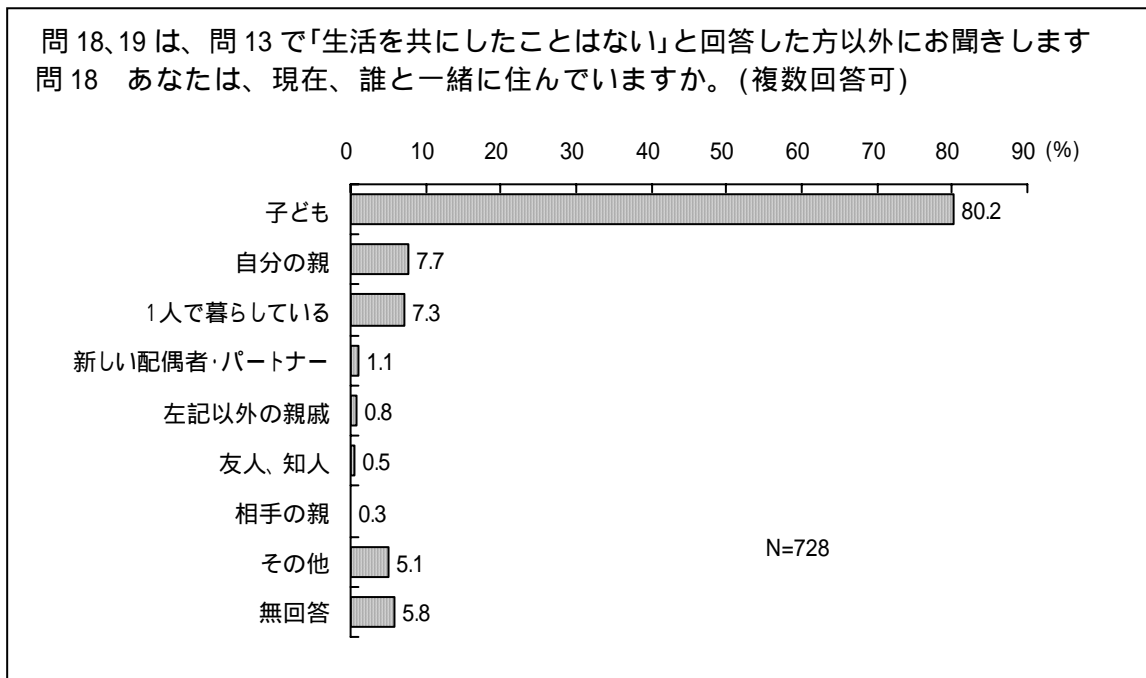


離れて生活している期間別にみると、どの期間でも「公的施設(婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設など)」に住んでいる割合が最も高く、離れて生活している期間が6か月未満の人は「民間シェルター(ステップハウスを含む)」に住んでいる人が1割強いる。

【離れて生活している期間別】



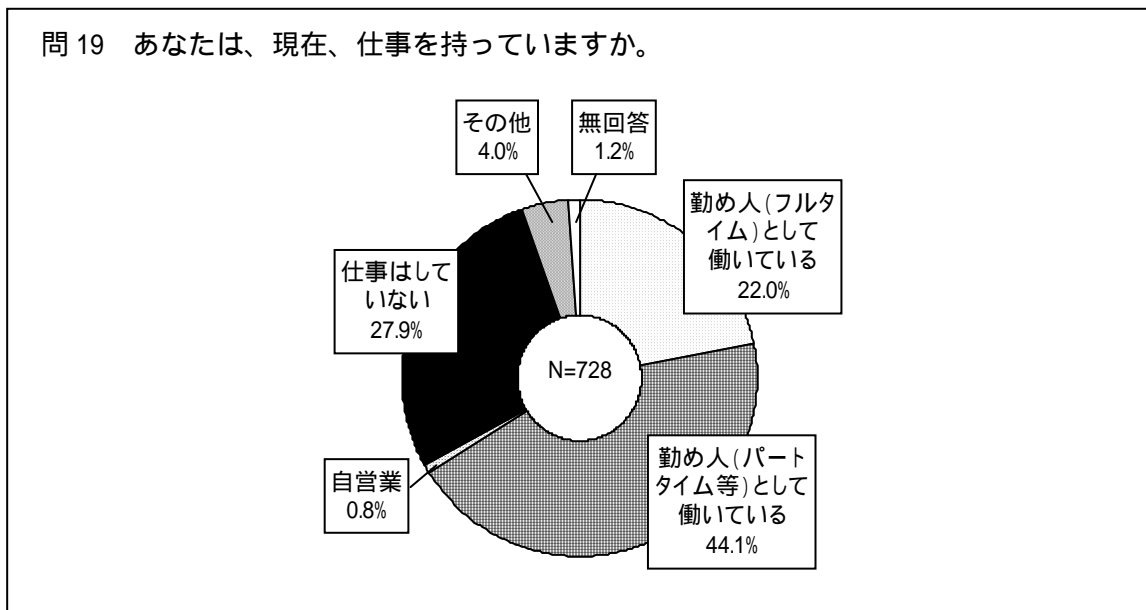
(7)同居者



配偶者等と離れて生活していると回答した 728 人（生活を共にしたことがない人は除く）に現在、一緒に住んでいる人について尋ねた。

現在、一緒に住んでいる人は「子ども」という人が 80.2%で最も多くなっている。

(8) 就労状況



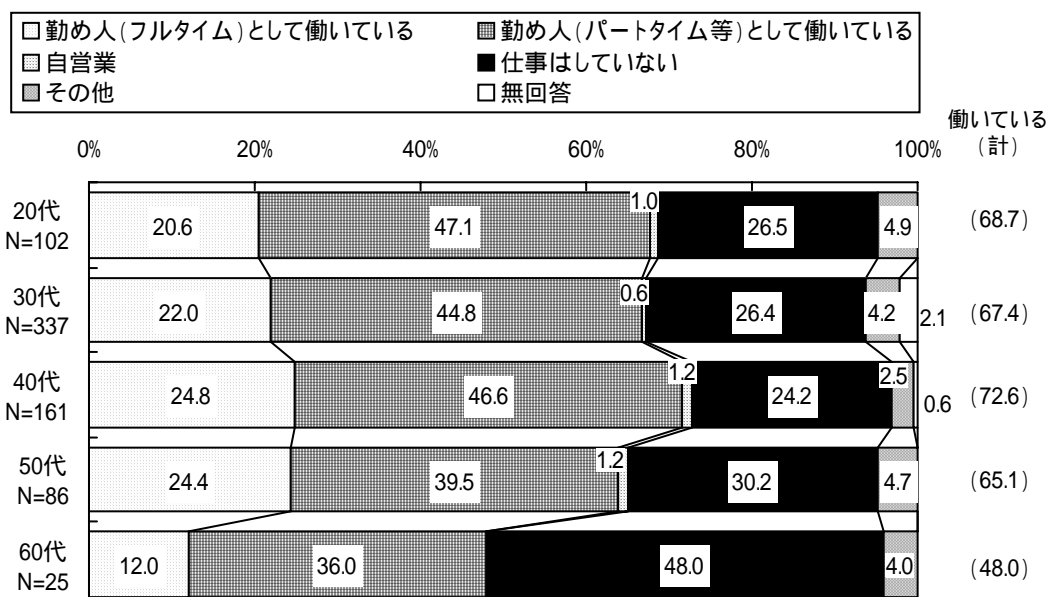
配偶者等と離れて生活していると回答した 728 人（生活を共にしたことがない人は除く）に現在の仕事について尋ねた。

現在の就労状況は、「勤め人(パートタイム等)として働いている」人が 44.1% で最も多くなっている。次いで「勤め人(フルタイム)として働いている」人(22.0%)が多く、「自営業」(0.8%)を合わせた「働いている」人は 7 割弱(66.9%)となっている。「働いている」人のうち 65.9% は、「勤め人(パートタイム等)として働いている」人となっている。

なお、厚生労働省「平成 18 年度版 母子家庭の母の就業の支援に関する年次報告」によると、母子家庭の母の 83.0% が就業しており、就業している者のうち常用雇用者が 39.2%、臨時・パートは 49.0% となっている。

年代別にみると、50 代以下では「働いている」割合が 6 割以上となっている。

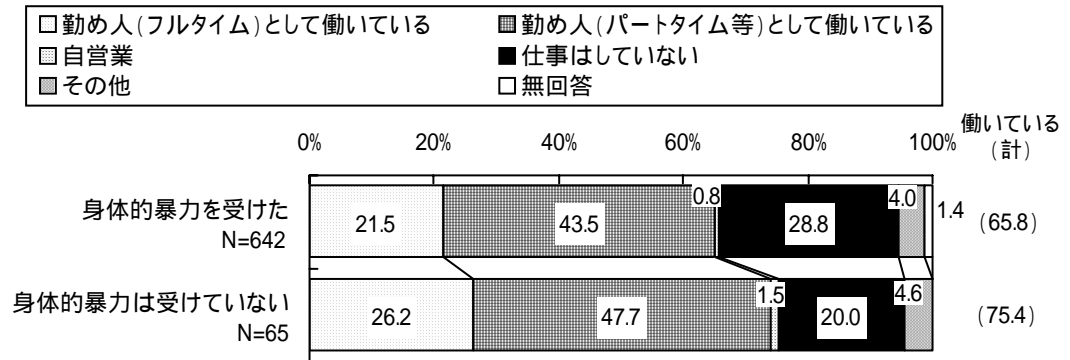
【年代別】



「10代」(N=2)、「70代以上」(N=3)は母数が少ないため、グラフから除外

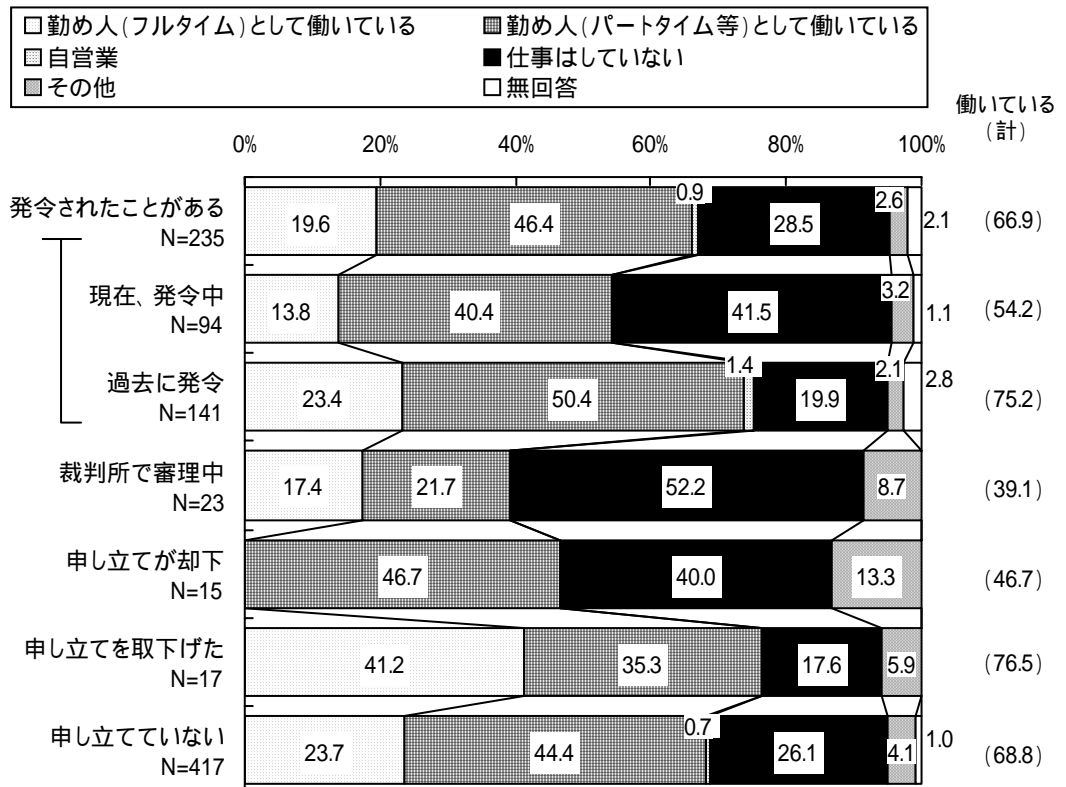
身体的暴力の有無別にみると、身体的暴力を受けた人は、受けていない人より「働いている」割合が9.6ポイント低くなっている。

【身体的暴力の有無別】



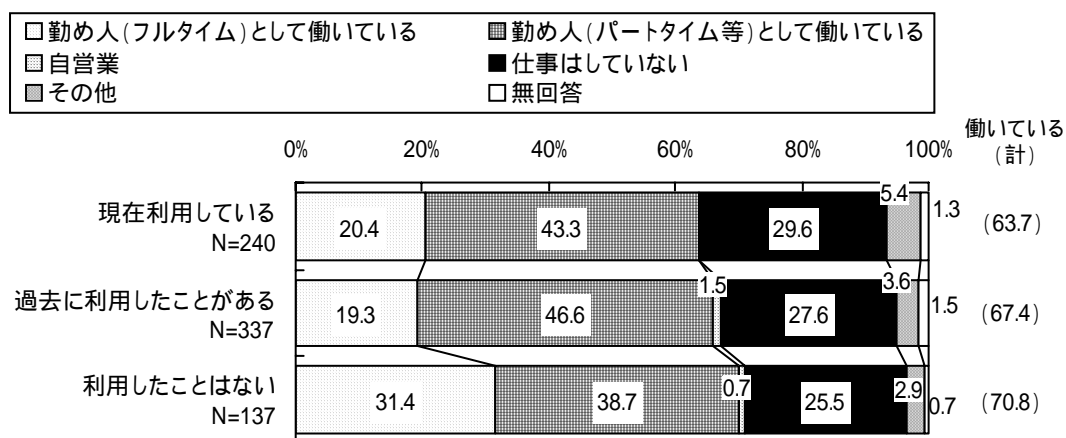
保護命令の申し立て状況別にみると、保護命令を申し立て、現在、発令されている人は「働いている」割合が低くなっている。

【保護命令の申し立て状況別】



避難施設の一時的な利用(一時保護)別にみると、利用したことはない人で「勤め人(フルタイム)として働いている」割合が高くなっている。

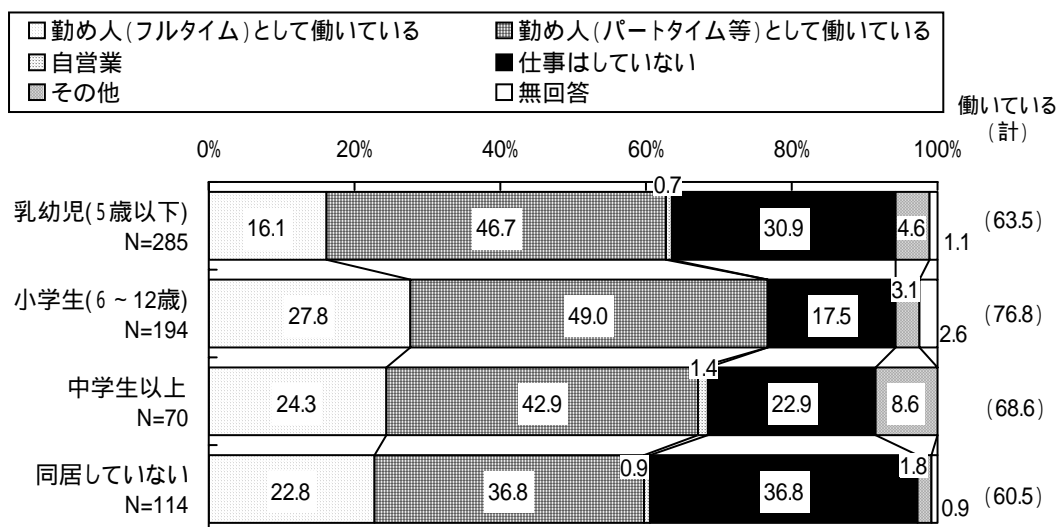
【避難施設の一時的な利用(一時保護)別】



同居する末子の年齢別にみると、小学生(6~12歳)の子どもと同居している人は「働いている」割合が76.8%と高くなっている。乳幼児(5歳以下)の子どもと同居している人は「勤め人(フルタイム)として働いている」割合が16.1%と低くなっている。

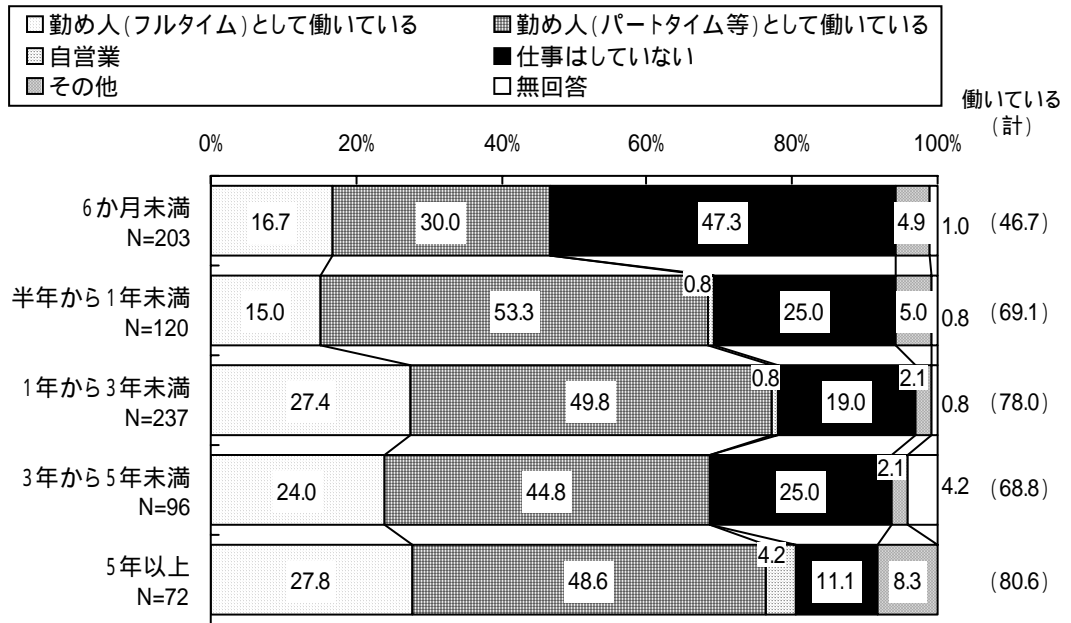
子どもと同居していない人は、「働いている」割合が低くなっている。

【同居する末子の年齢別】



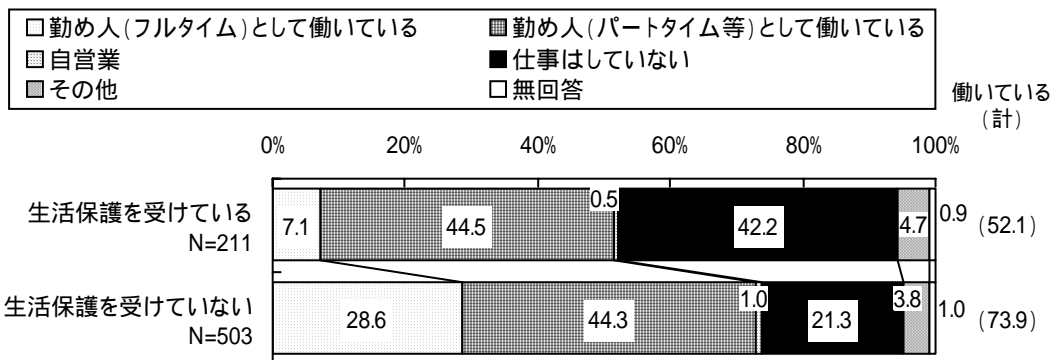
離れて生活している期間別にみると、離れている期間が6か月未満の人は「働いている」割合が46.7%と低くなっている。

【離れて生活している期間別】



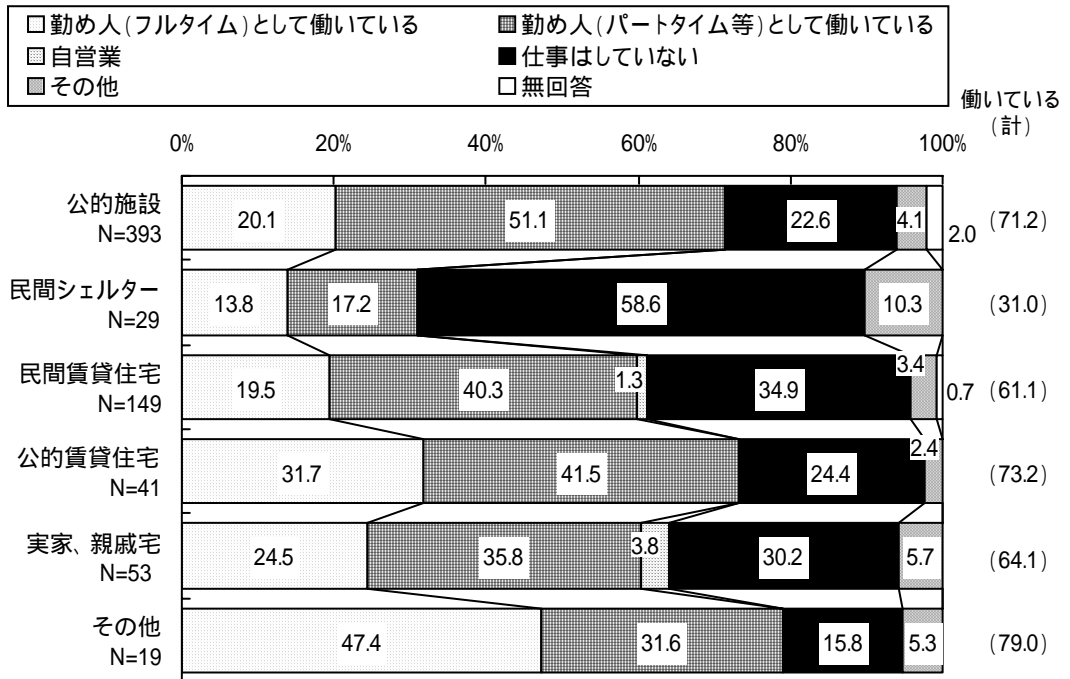
生活保護受給の有無別にみると、生活保護を受けている人は「働いている」割合が52.1%と低くなっている。

【生活保護受給の有無別】



現在の住まい別に見ると、公的施設（婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設など）に住んでいる人は「働いている」割合が71.2%となっている。

【現在の住まい別】

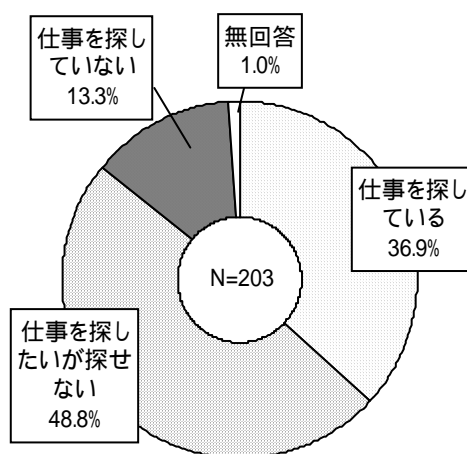


「友人、知人宅」(N=4)は母数が少ないため、グラフから除外

(9) 求職状況

【問 19 で「仕事はしていない」と回答した方にお聞きします】

問 20 あなたは、現在、仕事を探していますか。

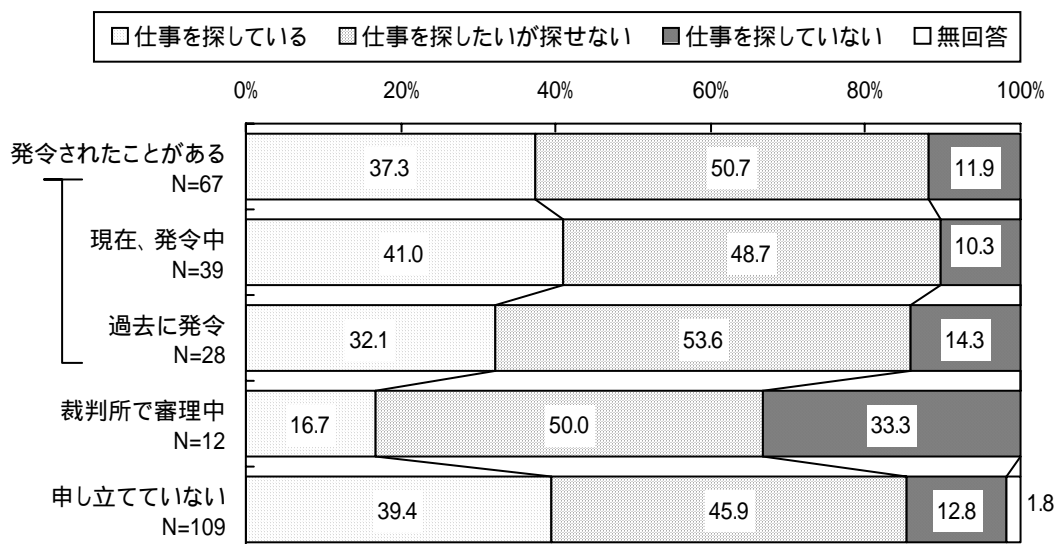


仕事をしていないと回答した 203 人に求職状況について尋ねた。

現在の求職状況は、「仕事を探している」人は 36.9% で、「仕事を探したいが探せない(心身の不調や乳幼児がいるなどの理由で)」人が 48.8% で約半数となっている。

保護命令の申し立て状況別にみると、大きな差はみられない。

【保護命令の申し立て状況別】

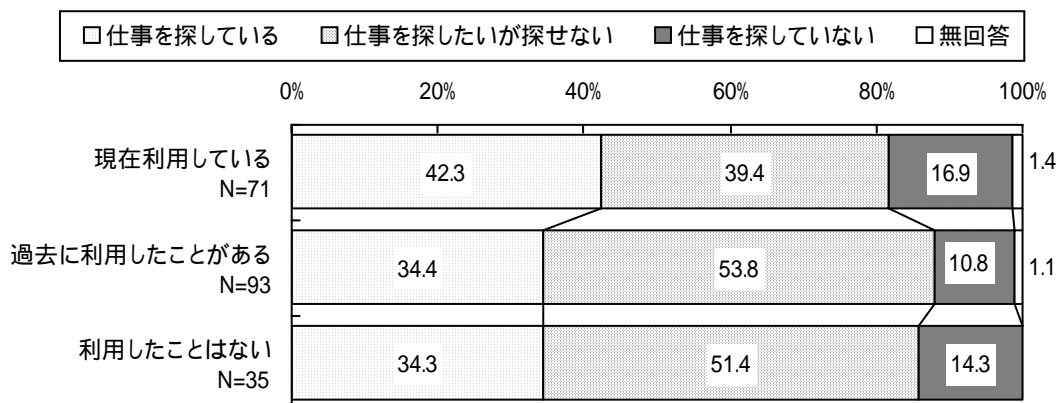


「申し立てが却下された」(N=6)、「申し立てを取り下げた」(N=3)は母数が少ないため、グラフから除外



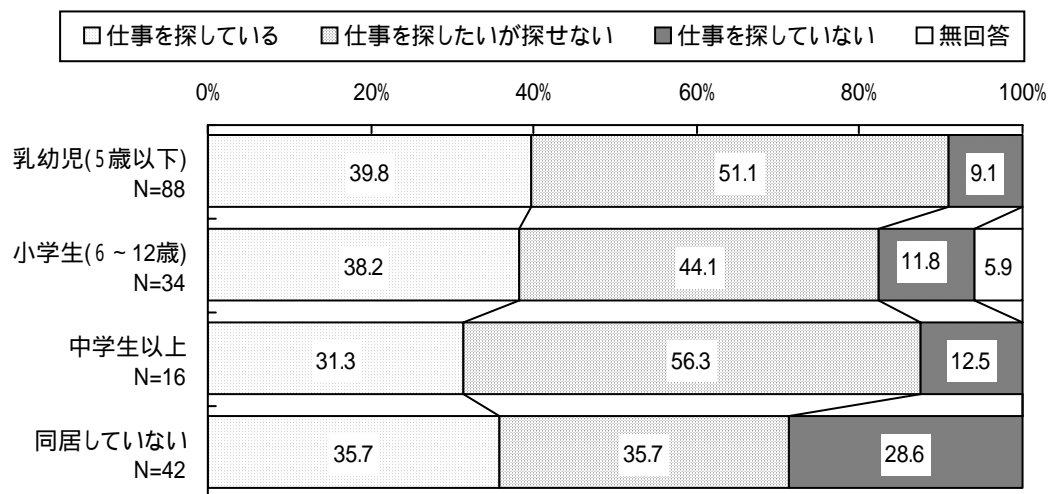
避難施設の一時的な利用(一時保護)別にみると、現在利用している人は「仕事を探している」割合が4割以上となっている。

【避難施設の一時的な利用(一時保護)別】



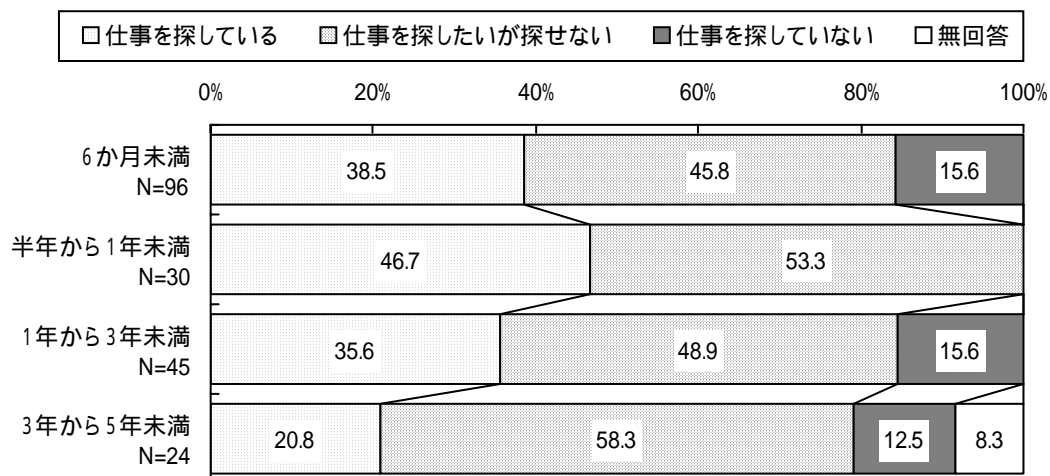
同居する末子の年齢別にみると、小学生以下の子どもと同居している人は「仕事を探している」割合が4割弱となっている。

【同居する末子の年齢別】



離れて生活している期間別にみると、回答者数は50人に満たないが、離れている期間が半年から1年未満の人は「仕事を探している」割合が4割半ばを超えている。

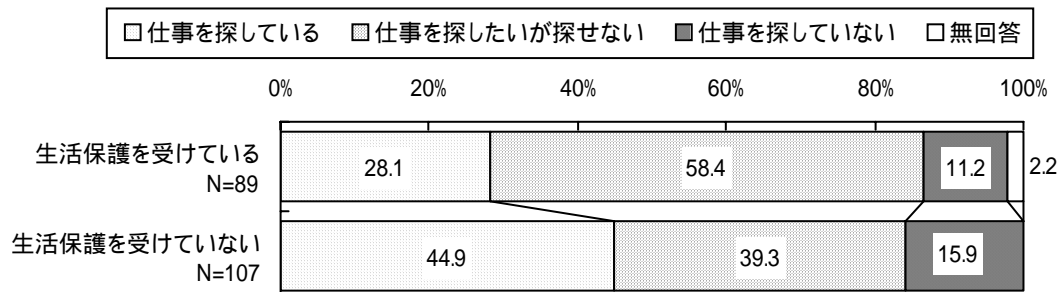
【離れて生活している期間別】



「5年以上」(N=8)は母数が少ないため、グラフから除外

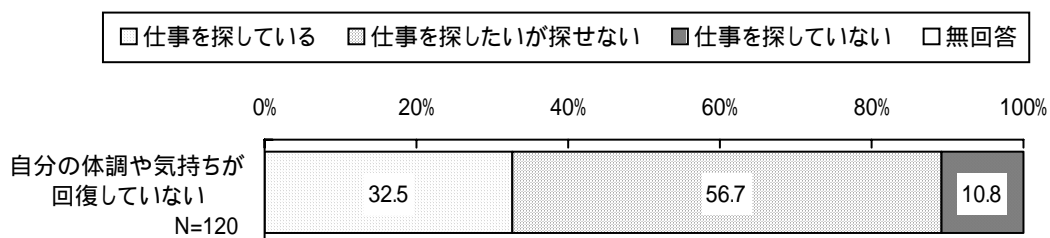
生活保護受給の有無別にみると、生活保護を受けている人は「仕事を探したいが探せない」割合が高く、生活保護を受けていない人は「仕事を探している」割合が高くなっている。

【生活保護受給の有無別】



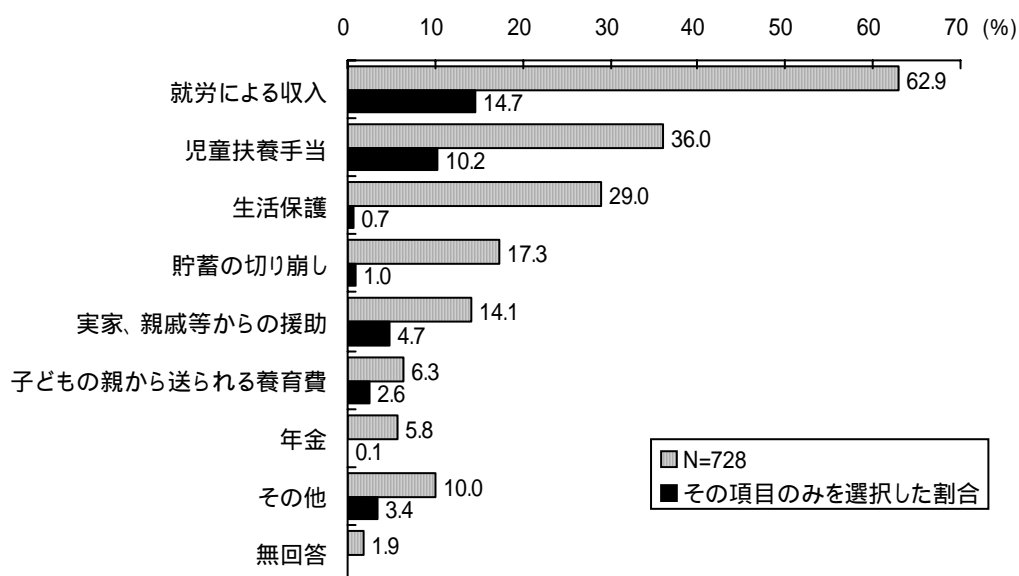
問23(後述)の離れて生活を始めるにあたっての困難で「自分の体調や気持ちが回復していない」と回答した120人についてみると、「仕事を探したが探せない」割合が56.7%と高くなっている。

【離れて生活を始めるにあたっての困難なこと】



## (10)生活費

問 21～24 は、問 13 で「生活を共にしたことはない」と回答した方以外にお聞きします  
問 21 あなたは、現在、生活費はどのようにまかっていますか。(複数回答可)



配偶者等と離れて生活していると回答した 728 人（生活を共にしたことがない人は除く）に現在の生活費について尋ねた。

現在の生活費は、「就労による収入」とする人が 62.9%で最も多く、以下「児童扶養手当」(36.0%)、「生活保護」(29.0%)となっている。

生活費を「就労による収入」だけでまかっている人は 14.7%で、大半の人は「就労による収入」とそれ以外のお金を合わせて、生活費をまかっている。

就労状況別にみると、「働いている」人は「就労による収入」が最も多く、仕事はしていない人は「生活保護」(43.8%)が最も多く、以下「児童扶養手当」、「貯蓄の切り崩し」(各23.6%)と続いている。

保護命令の申し立て状況別にみると、どの保護命令の申し立て状況でも「就労による収入」が最も割合が高く、保護命令が現在、発令されている人は「貯蓄の取り崩し」の割合が約3割となっている。

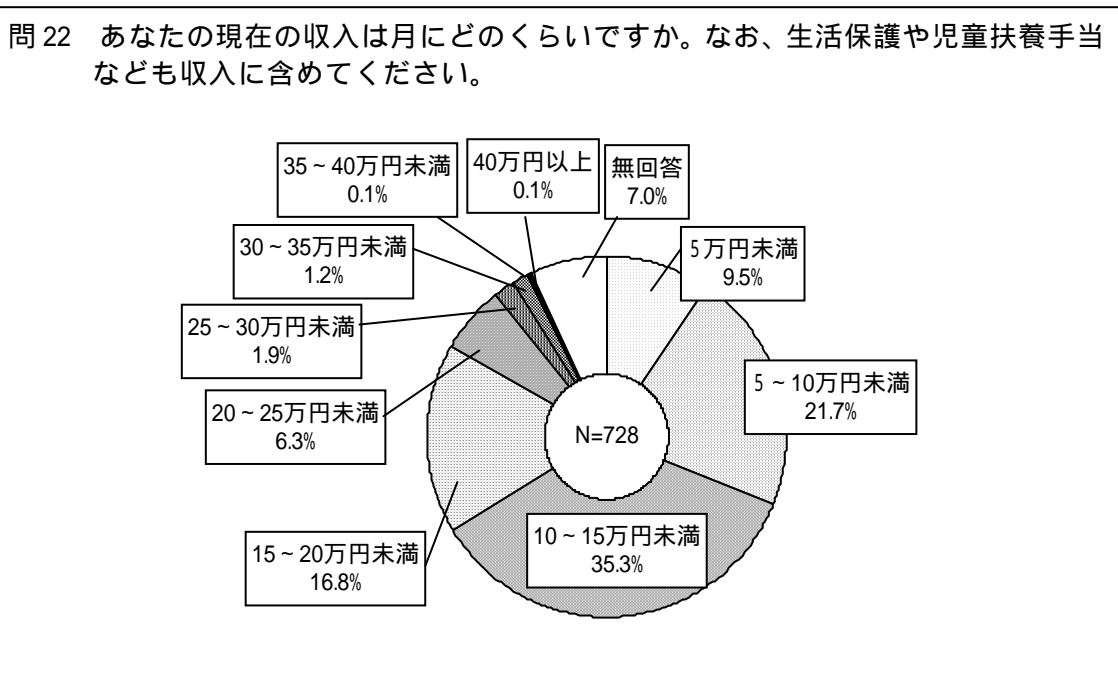
現在の住まい別にみると、どの住居形態でも「就労による収入」が最も多く、回答者数は50人に満たないが、民間シェルターに住んでいる人は、他の住居形態に比べ、「就労による収入」の割合が低くなっている。

【回答者の状況別】

		(%)								
		合計	就労による収入	児童扶養手当	生活保護	貯蓄の切り崩し	実家、親戚等からの援助	子どもの親から送られる養育費	年金	その他
合計		728	62.9	36.0	29.0	17.3	14.1	6.3	5.8	10.0
就労状況別	勤め人(フルタイム)として働いている	160	94.4	39.4	9.4	13.1	11.3	5.6	2.5	6.3
	勤め人(パートタイム等)として働いている	321	85.7	42.7	29.3	13.7	14.0	6.2	6.5	6.9
	仕事はしていない	203	4.9	23.6	43.8	23.6	17.7	5.9	7.4	16.7
	その他	29	44.8	34.5	34.5	27.6	10.3	17.2	6.9	20.7
保護命令の申し立て状況別	発令されたことがある	235	58.3	33.6	35.7	18.7	14.5	5.5	4.3	6.4
	現在、発令中	94	41.5	8.5	28.7	27.7	18.1	1.1	4.3	8.5
	過去に発令	141	69.5	50.4	40.4	12.8	12.1	8.5	4.3	5.0
	裁判所で審理中	23	39.1	4.3	13.0	34.8	26.1	-	13.0	17.4
	申し立てが却下	15	60.0	20.0	40.0	13.3	13.3	6.7	-	13.3
	申し立てを取下げた	17	76.5	41.2	11.8	11.8	17.6	11.8	-	-
	申し立てていない	417	65.9	39.3	26.1	16.3	13.7	7.0	6.2	12.2
現在の住まい別	公的施設	393	66.2	45.0	31.8	13.7	7.9	4.8	3.8	9.9
	民間シェルター	29	34.5	10.3	17.2	24.1	10.3	-	10.3	20.7
	民間賃貸住宅	149	58.4	28.2	41.6	22.8	14.8	7.4	8.1	6.7
	公的賃貸住宅	41	63.4	43.9	24.4	17.1	7.3	7.3	9.8	2.4
	実家、親戚宅	53	64.2	20.8	1.9	20.8	56.6	9.4	7.5	15.1
	その他	19	73.7	10.5	10.5	15.8	26.3	26.3	-	26.3

就労状況別の「自営業」(N=6)、現在の住まい別の「友人、知人」(N=4)は母数が少ないため、表から除外

(11)月収



配偶者等と離れて生活していると回答した 728 人（生活を共にしたことがない人は除く）に現在の 1 か月当たりの収入について尋ねた。

1 か月あたりの収入は、「10～15 万円未満」の人が 35.3%で最も多く、以下「5～10 万円未満」(21.7%)、「15～20 万円未満」(16.8%)等となっている。

調査は、選択形式で答えてもらったので、平均金額を算出するところではできないが、以下の条件で平均金額を概算した。

「5 万円未満」と回答した人・・・ 3 万円

「40 万円以上」と回答した人・・・ 50 万円

上記以外の区分を回答した人・・・ 各区分の中間値

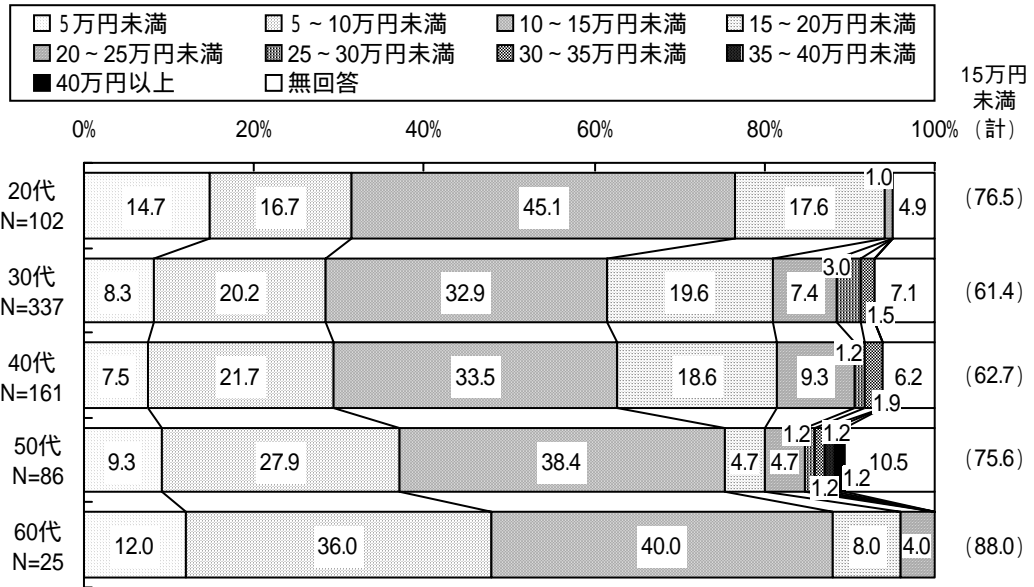
上記をもとに算出した平均金額は、12 万 6 千 137 円だった。

なお、厚生労働省「平成 18 年度版 母子家庭の母の就業の支援に関する年次報告」によると、母子家庭の 1 世帯当たりの平均所得金額は、244 万 6 千円となっており、一般世帯の 1 世帯当たりの平均所得額 579 万円、高齢者世帯の 1 世帯当たりの平均所得額 290 万 9 千円に比べ、低い水準にとどまっている。

母子家庭の 1 世帯当たりの平均所得金額を単純に 12 ヶ月で割ると、約 20 万円となり、今回調査の回答者は、さらに低い水準となっている。

年代別にみると、20代と50代以上で月収が15万円未満の割合が高くなっている。

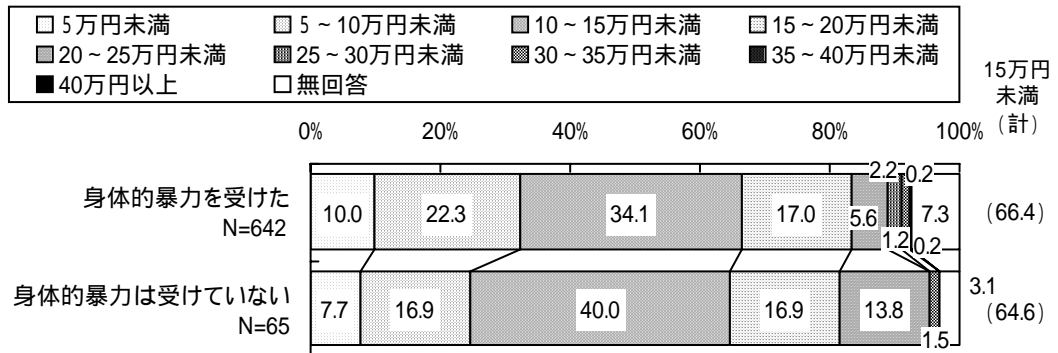
【年代別】



「10代」(N=2)、「70代以上」(N=3)は母数が少ないため、グラフから除外

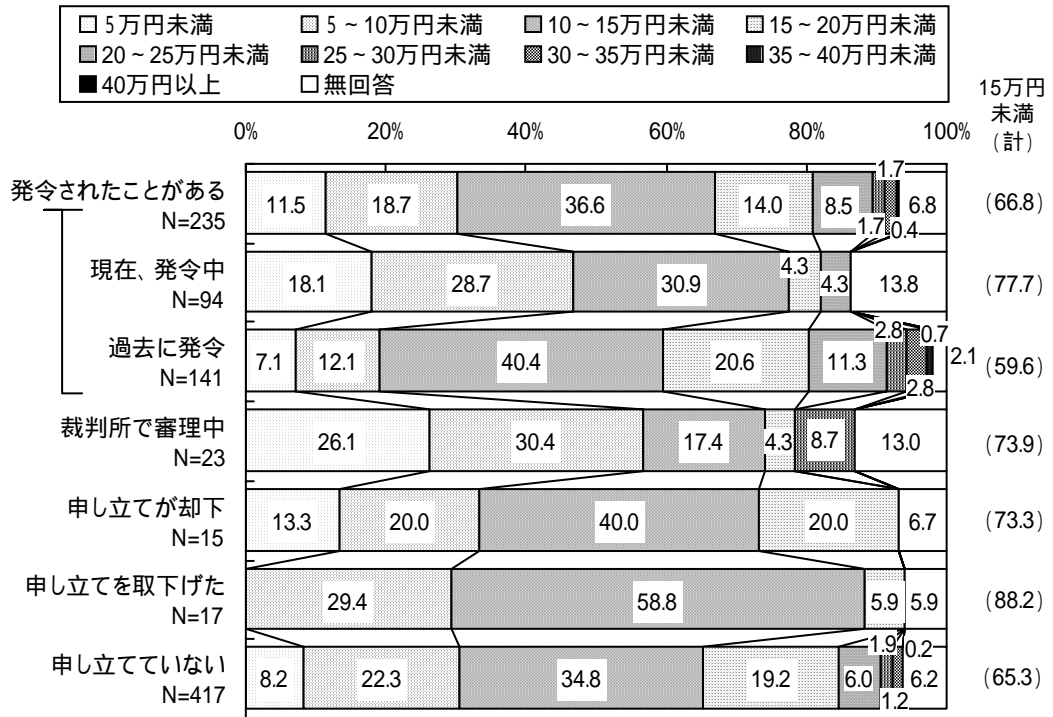
身体的暴力の有無別にみると、いずれも月収が15万円未満が6割以上となっている。

【身体的暴力の有無別】



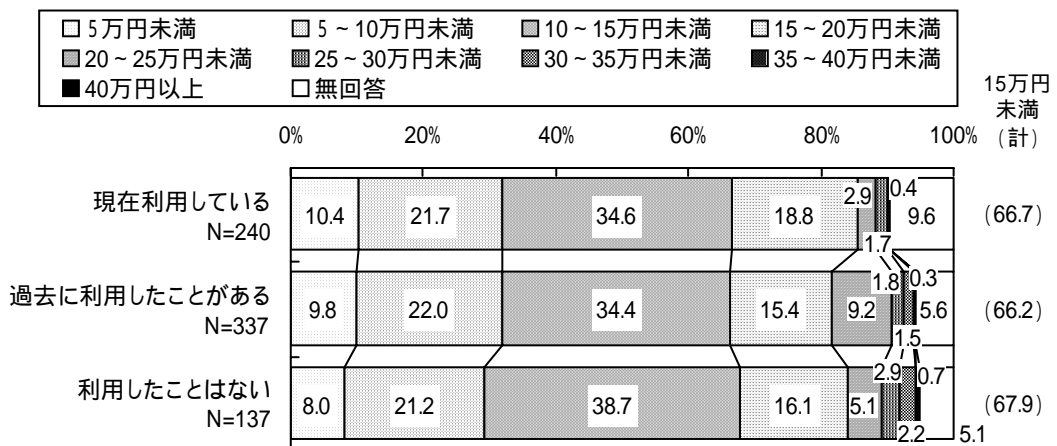
保護命令の申し立て状況別にみると、保護命令を申し立て、過去に発令されたことがある人では、月収が15万円未満は約6割で、他の申し立て状況に比べて低くなっている。

【保護命令の申し立て状況別】



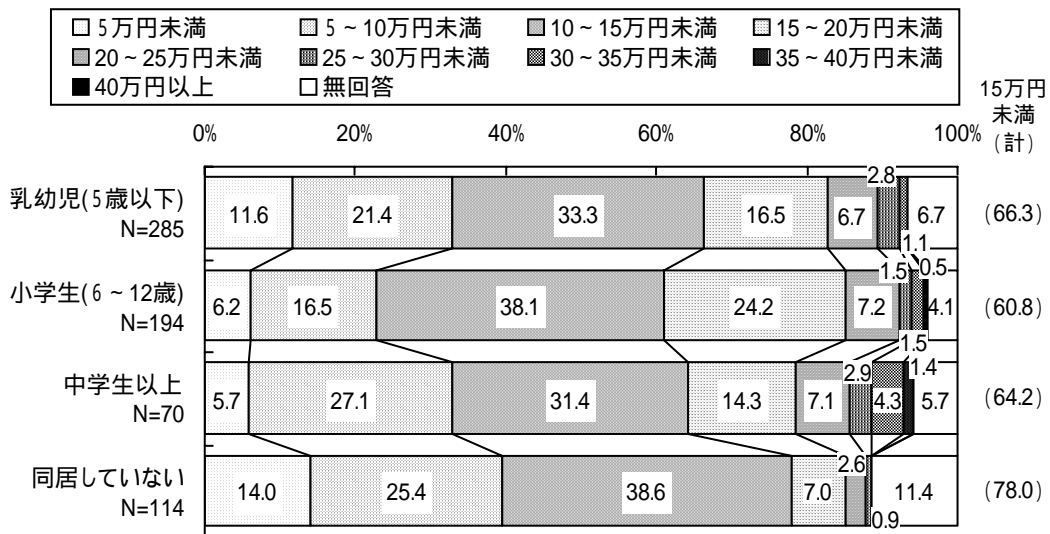
避難施設の一時的な利用(一時保護)別にみると、利用の有無では大きな差はみられない。

【避難施設の一時的な利用(一時保護)別】



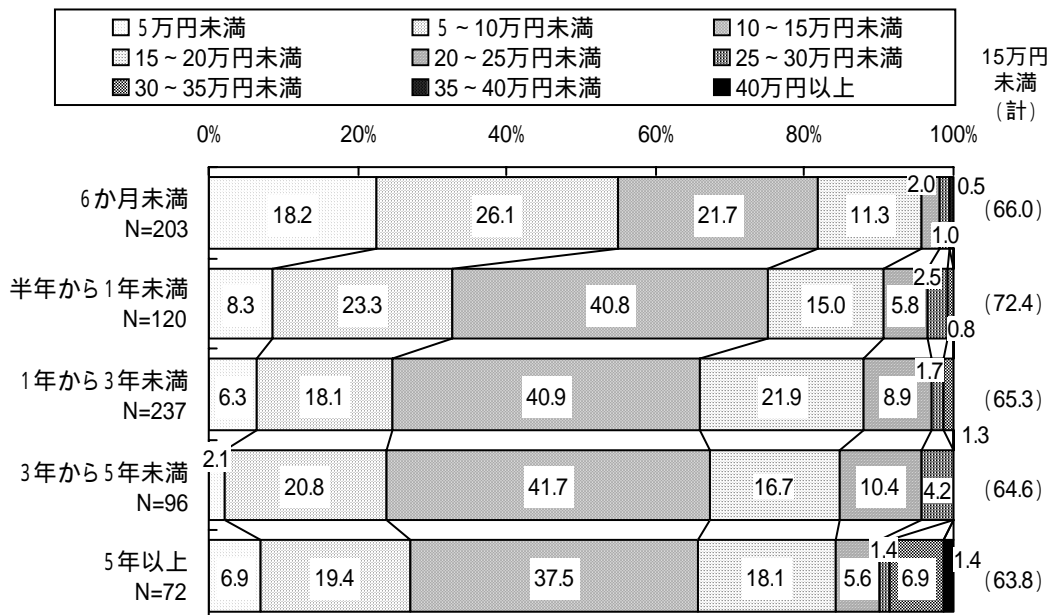
同居する末子の年齢別にみると、小学生(6～12歳)の子どもと同居している人は、月収15万円未満の割合が他よりも低くなっている。

【同居する末子の年齢別】



離れて生活している期間別にみると、相手と離れて生活している期間が長いほど、1ヶ月あたりの月収が高い傾向がうかがえる。

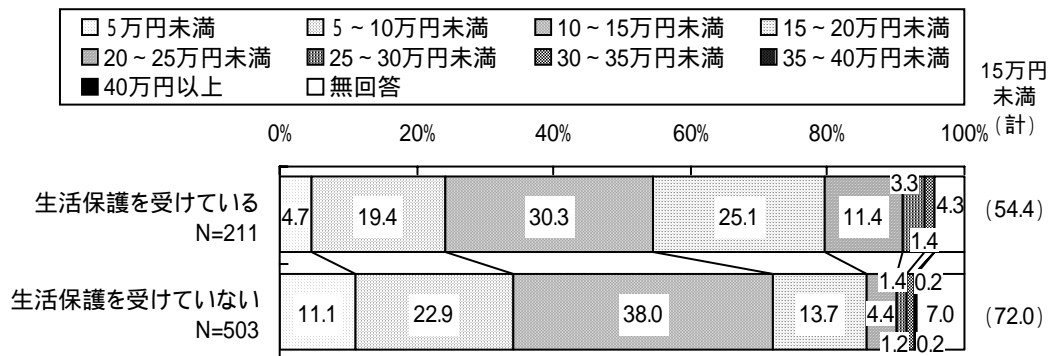
【離れて生活している期間別】





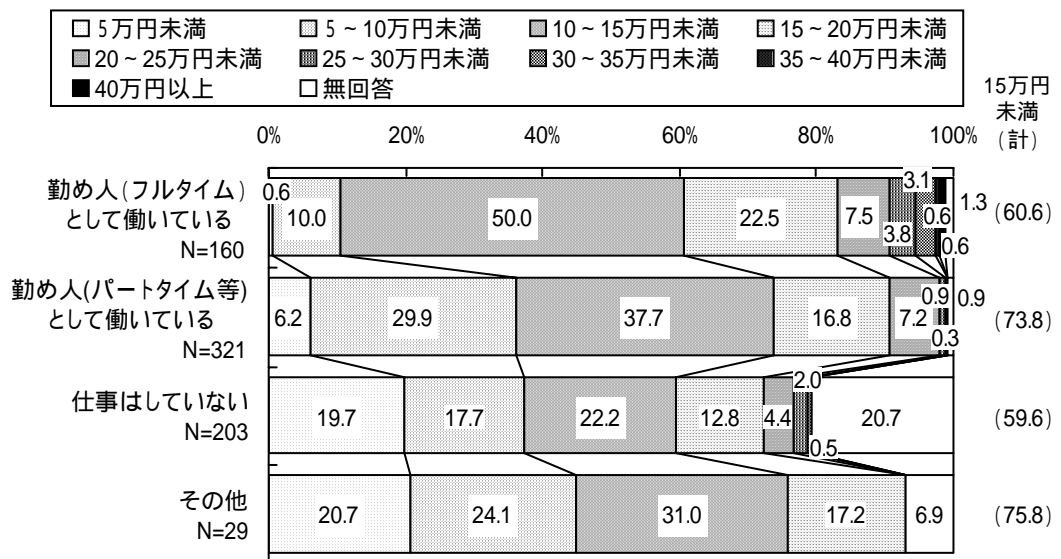
生活保護受給の有無別にみると、生活保護を受けていない人は、生活保護を受けている人より15万円未満の割合が高くなっている。

【生活保護受給の有無別】



就労状況別にみると、勤め人(フルタイム)として働いている人では、15万円未満の割合が60.6%となっているが、勤め人(パートタイム等)として働いている人は73.8%と高くなっている。

【就労状況別】



「自営業」(N=6)は母数が少ないため、グラフから除外